

平成26年度教育委員会定例会会議録

【日時】 平成26年5月27日（火）

【開会】 14時00分

【閉会】 17時20分

【場所】 教育文化会館 第6会議室

【出席委員】

委員長 峪 正人

委員 吉崎 静夫

委員 高橋 陽子

委員 濱谷 由美子

教育長 渡邊 直美

【欠席委員】

委員 中本 賢

【出席職員】

総務部長 原田

総務部担当部長 小田嶋

教育環境整備推進室長 丹野

職員部長 高梨

学校教育部長 芹澤

中学校給食推進室長 望月

生涯学習部長 渡部

庶務課長 小椋

企画課長 野本

庶務課担当課長 田中

生涯学習推進課長 五十嵐

生涯学習推進課担当係長 片山

中学校給食推進室担当課長 森

中学校給食推進室担当課長 北村

学事課長 田宮

学事課担当係長 久保

指導課長 渡辺

指導課担当課長 市川

教育環境整備推進室担当課長 鈴木

教育環境整備推進室担当課長 古内

総合教育センター総務室長 広瀬

青少年科学館長 島田

担当係長 外山

書記 伊丹

【署名人】

委員 濱谷 由美子

委員 吉崎 静夫

1 開会宣言

【峪委員長】

ただいまから教育委員会定例会を開会いたします。本日は、中本委員が所用により欠席でございますが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第2項に定める定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

2 開催時間

【峪委員長】

本日の会期は、14時00分から17時00分までといたします。

3 傍聴（傍聴者 18名）

【峪委員長】

本日は傍聴の申し出がございますので、川崎市教育委員会会議規則第13条により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

異議なしとして傍聴を許可します。以後、会議中に傍聴の申し出がございましたら、同様に許可することよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

それでは、そのように決定いたします。

また、新聞社より写真撮影をしたいとの申し出がございますが、川崎市教育委員会傍聴人規則第4条により、ただいまから議事事項に入るまでの間に限り、写真撮影を許可してもよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

それでは、許可します。

4 非公開案件

【峪委員長】

本日の日程は配布のとおりでございますが、次の案件につきましては、これから申し上げます理由により、非公開の案件かと思いますので、お諮りいたします。

報告事項 No. 5 は、特定の個人が識別されうる氏名等の内容が含まれており、公開することにより個人のプライバシーを侵害する恐れがあるため、

報告事項 No. 6、議案第 15 号及び議案第 16 号は、議会への報告及び議決案件で、これから議会に提案する案件であり、意思決定過程にあるもので、公開することにより、公正又は適正な意思決定に支障を生ずる恐れがあるため、

議案第 17 号、議案第 18 号、議案第 19 号及び議案第 20 号は、公開することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼす恐れがあるため、

これらの案件を非公開とすることによろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

それでは、そのように決定いたします。

5 署名人

【峪委員長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則第 15 条」により、濱谷委員と吉崎委員をお願いをいたします。

6 報告事項 I

報告事項 No. 1 叙勲について

【峪委員長】

庶務課長お願いいたします。

【庶務課長】

報告事項 No. 1 「叙勲について」御報告申し上げます。

平成 26 年春の叙勲を受けられた方が 2 名、いらっしゃいまして、受章者、叙勲名等につきましてはお手元の資料のとおりでございます。

名取先生につきましては、昭和 36 年に川崎市の教員として教職の道を歩み始められ、平成 11 年に退職されるまでの 38 年間、本市教育の充実と発展にご尽力いただきました。特に、白鳥中学校長、南加瀬中学校長に任ぜられてからは、学校経営に取り組みられるとともに、教育課程の研究に尽力し、また、教育研究会、中学校長会の要職を歴任するなど中学校教育の発展に多大な功績を残されました。

佐々木先生につきましては、昭和 38 年に川崎市の教員として教職の道を歩み始められ、平成 12 年に退職されるまでの 37 年間、本市教育の充実と発展にご尽力いただきました。特に、生田中学校長、稲田中学校長に任ぜられてからは、学校運営や教育研究会、中学校長会で活躍されました。また、退職後も、川崎市教育委員長を務め、川崎市の教育の発展に多大な功績を残されました。

その長年の教育功労に対して叙勲を受けられたものでございます。

以上でございます。

【峪委員長】

御質問等ございますか。なければ、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

報告事項 No. 2 次期かわさき教育プランの検討状況について

【峪委員長】

企画課長お願いいたします。

【企画課長】

それでは、報告事項 No. 2 「次期かわさき教育プランの検討状況について」、御説明させていただきます。はじめに、かわさき教育プランにつきましては、平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 年間を対象とした教育に関する総合計画であり、本年度は、現行プランの最終年度となっております。平成 27 年度からは、次期プランに基づく取組を進めるため、昨

年度から次期プラン策定に向け検討を進めており、平成 26 年 3 月 25 日教育委員会定例会において御審議いただき、「かわさき教育プラン～第 3 期実行計画の延長及び次期プラン策定に向けた考え方～」を策定したところでございます。製本しました本編冊子と概要版をお付けしております。概要版の 10 ページをお開きください。こちらにお示ししました「次期プラン策定に向けた考え方」を踏まえながら、今年度本格的に策定に向けた取組を行ってまいります。本日は、現在の検討状況として、今年度の策定に向けたスケジュールと次期プランの構成及び計画期間（案）について、御説明させていただきます。報告事項 No.2 の 1 ページを御覧ください。「次期かわさき教育プランの検討状況について 平成 26 年度策定に向けたスケジュール」でございます。1 段目、次期プラン検討作業につきましては、4 月から 11 月頃にかけて、前半に分野別の取組内容の検討、後半に素案作成、保護者、教職員等の教育の当事者からの意見聴取、(仮称)教育フォーラム等の開催をしております。12 月頃から 3 月にかけては、素案についてのパブリックコメントや市民説明会等を実施し、今年度中に教育委員会議においてご承認いただき、次期プランを策定する予定でございます。検討にあたりましては、ただいま申し上げました(仮称)教育フォーラムの開催や、広く教育の当事者から御意見をお聴きするとともに、表の 2 段目に記載しております、学識経験者、市民代表、教職員代表で構成される「川崎市教育改革推進協議会」において、御意見をいただきながら、下から 2 段目に記載しております、教育長を本部長とする教育委員会事務局内に設置された「かわさき教育プラン策定推進本部」において、企画・立案しております。川崎市教育改革推進協議会につきましては、検討の進捗に合わせ、年間 4 回程度、部会については、1 回程度開催する予定でございます。また、教育委員会議におきましては、検討状況等に合わせ、適宜御報告させていただきますので、よろしくお願いたします。続きまして、1 枚おめくりいただき、2 ページを御覧ください。「次期かわさき教育プランの検討状況について 次期プランの構成及び計画期間（案）」でございます。「1 プランの位置づけ」でございますが、現行プランと同様、教育基本法に基づく教育振興基本計画に位置づけてまいります。また、対象期間は、平成 27 年度から概ね 10 年間とし、対象分野は、教育委員会が所管する、市立の小・中・高・特別支援学校での学校教育と、幼児から高齢者までにわたる社会教育でございます。「2 政策体系」についてでございますが、ピラミッドの形でお示ししてありますように、計画期間を概ね 10 年とした基本理念・プランの基本目標と、計画期間を概ね 4 年とした基本政策、施策、事務事業の 4 つの階層から成る政策体系を考えております。現行教育プランの政策体系につきましては、基本的には 10 年間固定となっており、3 年ごとに重視して取り組む施策を重点施策として事業を取り出し、再構成しておりました。次期プランでは、わかりやすいシンプルな構造とし、概ね 4 年ごとに第 2 階層から第 4 階層まで、見直しできるようにすることで、新しい課題や状況の変化に、より柔軟に対応できる政策体系とすることを考えております。お手数ですが、概要版 10 ページを再度御覧ください。こちらに記載されている「1 今後教育が果たすべき役割と本市の教育がめざすもの」を踏まえますと、変化が激しい社会にお

いて、そこに生きる自分が、夢や希望を持ち、充実した人生を送りたいと願うのは、人として自然なことであり、そのために必要となるのは、「いかに社会が変化しようとその変化に対応し、自立した個人として生きていく力」を、一人ひとりが確実に身に付けることです。そして、いま私たちが社会において直面している様々な課題を克服し、社会を持続的に発展させていくには、「自立した個人が互いの強みを生かしながら、協働して生きがいのある社会を自分たちで創りだしていく意識」を持つことが大切であり、これらの基礎を一人ひとりに確実に育むことが、今後、人と社会の礎を築く「教育」に求められる役割として特に重要であると考えております。以上のことから、報告事項 No.2 の 2 ページ右上にありますように、第 1 階層の基本理念は、「夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く」とし、教育の振興によって今後 10 年間で実現をめざすプランの基本目標は、「自主・自立」「共生・協働」をキーワードとして、「変化の激しい社会の中で、誰もが多様な個性、能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り拓いていくことができるよう、社会的自立に必要な能力・態度を培うこと」「個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かし、ともに支え高め合える社会をめざし、共生・協働の精神を育むこと」としてまいりたいと考えております。概ね 4 年後ごとに見直しを行う、第 1 期推進計画におきましては、第 2 階層は 8 つの基本政策と第 3 階層は 19 の施策を展開してまいります。基本政策は、「Ⅰ 人としての在り方生き方の軸をつくる」「Ⅱ 学ぶ意欲を育て、「生きる力」を伸ばす」「Ⅲ 一人ひとりの教育的ニーズに対応する」「Ⅳ 良好な教育環境を整備する」「Ⅴ 学校の教育力を強化する」「Ⅵ 家庭・地域の教育力の向上」「Ⅶ いきいきと学び、活動するための環境づくり」「Ⅷ 文化財の保護活用と魅力ある博物館づくり」でございます。施策は、基本政策ごとに囲みの中に記載してございます。資料左側、「3 重点事業について」でございますが、「施策」に位置づけられた事業のうち、推進計画期間内で特に重点的に取り組むものとして、9 つの重点事業を資料中央の基本政策ごとに記載してございます。資料下「4 計画期間」でございますが、平成 27 年から 29 年の 3 年間で第 1 期推進計画、平成 30 年から 33 年の 4 年間で第 2 期推進計画、平成 34 年から 37 年の 4 年間で第 3 期推進計画とすることを考えております。報告事項 No.2「次期かわさき教育プランの検討状況について」の説明につきましては、以上でございます。

【峪委員長】

御質問等ありますか。

教育プランについては、これまで何度もここで話をしてきていますので、皆さん周知かと思えますけれども。

【高橋委員】

教えていただきたいんですけど。この素案が出来た後のパブリックコメント、市民説明会等での意見をいただくということになってますけれども、パブリックコメントっていうの

は、いつものようにやるということですよ。市民説明会というのは、どんなことをやるのか教えてください。

【企画課長】

先ほどご説明しましたとおり、市民の方々や教職員の方々等からも御意見いただきながら策定していきたいと考えており、素案が出来る前と出来た後に、それぞれこちらからいろいろな機会に、御説明することを考えております。また、PTA などからも御意見を伺うことも考えております。そこでいただいた意見等も参考にしながら、プランの作成を行っていききたいと考えております。

【高橋委員】

それを受けてなんですけど、今までもこれに限らず、パブリックコメントとかの件数がなかなかいろいろ関心を持って、きっかけがないのか、件数がなかなか出てこない。非常にこの未来の次期プラン、現状も大事ですけど、これ非常に大事な部分なので、今までの部分をもう一回精査して、この段階から教育プランに関心を持っていただくというのは非常に大事だと思うんですね。それに関してまだ、今のあたりからだいぶこう想定をしながら、これを出していく仕掛けとかをやられると思うので、その辺りは是非市民の皆さんに、次期、子どもたちを育てるということに対してですね、子どもたちだけじゃないですけども、教育ということに対して関心を持っていただく仕掛けを是非考えていただきたい。それで巻き込んでいくというか、一緒に考えて一緒に育てていくというような、それを是非検討いただきたいです。私は今までのやり方ではなかなか、関心を持っていただくというのは難しいのかなっていうふうに思いますので、かなり工夫が必要かなと思いますのでお願いします。

【教育長】

市民の方から御意見いただくというのは当然のこととして、そういった機会は大事にしていきたいと思っております。また、ここに教育の当事者からの意見聴取という言葉がありますが、やはりこのプランに基づいて教育活動を実際に、これ学校教育において展開される立場としては、学校の先生方が大きな役割を果たすわけですので、学校の先生方、教職員の皆さんがこのプランの考え方、あるいは内容について十分御理解いただけないとですね、通常の教育活動にこれが反映されないということに、繋がっていかないといいことになってしまいますので、是非とも先生方に一緒にこれを考えていただきたいと思っております。先ほど課長のほうから話がありましたけれど、様々な立場の教職員の皆さんから、お話を聞く機会ができればいいと考えています。またそれができますと、今度は学校の先生方から保護者の皆さんのほうに、川崎の教育がこれからどういったものを目指していくんだという話をさせていただくこともできると思いますし、そういう中でそれぞ

れの学校でいい教育活動が展開されるようになればですね、いいなと思ってますので、いろんな機会を通じて多くの方に御理解いただけるように取り組んでまいりたいと思います。

【高橋委員】

それに加えて、ここで今御説明があったように、社会、例えば言葉です、自主自立のところには変化の激しい社会の中で、多様な個性、能力を生かしていくと。この変化の激しい社会というのは、やっぱりその社会に関わっている人たちも一緒に考えていただかないと、っていうところだと思うんですね。だからこそこういったプランを、すごくこのプランは、すごく素晴らしいものだっていうふうに思っているところも踏まえますと、ここに関わっている社会の人たちに一緒にやっていただかないと、まあ先生もそうですが、先生だけでなく、比較的あまりこう教育とそんなに距離があるような方たちも含めて、声が聞けるような策が、難しいとは思いますが是非、それをやろうとしてるわけですから、お願いします。

【吉崎委員】

よろしいですか。何回かこのプランを見せていただいたので理解はしてたんですが、改めて2枚目のB-4を見ますとですね、「自主・自立」「共生・協働」、非常にいい言葉が出てるんですが、共生・協働のところを見るとですね、今これからの子どもたちが、ここ10年20年一番大事なのは、アジアを中心とする国々との共生っていいですか、いわゆるグローバルな視点、とりわけアジア、太平洋の視点においての関わりっていうのは、ものすごく大きくなると思うんですね、いろんな面において。環境問題もそうですし、安全もそうでしょうし、経済面もそうでしょう、いろんな面で。これをずっとこう見せていただいて、推進計画見ますとですね、そういう国際的視点とかアジアとの関わりとか、ちょっと見づらいんですが、これ見ると。どこの基本政策の中のどんな具体的な施策に入ってるんでしょうか。

【峪委員長】

そこまで具体的にするんですかね。

【企画課長】

今の段階ですと、まだそこまで具体的なものまでまとめきれておりません。現在は、まだその段階には入っていないような状況になっております。

【吉崎委員】

これ希望で結構です。その辺がですね、やっぱり見えたほうが、私は非常に重要だと思ってるんですけどね。

【峪委員長】

それも想定をして、いわゆる資質をね、涵養するということは大事ですよ。

【吉崎委員】

でもまあ具体的にはですね、やっぱり交流しなくちゃいけないとかいろいろなことがあると思うんですね。もちろん市民の方にもいろんな方いらっしゃるでしょう。だけどね、資質を育てる以上、これ情報化とかいくつかは入ってるんですよ。でも国際とかそういう視点がちょっと抜けてるっていうのは、やっぱりなんかちょっと足りないような気が私はしてるんですけどね。

【教育長】

この19の施策の下にですね、いくつかの事務事業を、さらに細かいものを配置していきますので、またその配置などを見ていただきながら御意見いただければありがたいかなというふうには思いますけれども、大変大事な視点だとは思っておりますので、これまでもそういった点は、本市でも多文化共生という視点でやってきておりますので、それは視点として大事にしたいとは思っています。

【吉崎委員】

是非また具体的に出てきたら。

【企画課長】

はい。ありがとうございます。

【峪委員長】

そうした問題というのは、直接にその国際的な感性をとというのもあるでしょうし、国際的でなくて、すぐ隣人とよくね、相手の嫌がることをあえてしないとかね、そういうことっていうのは非常に大事ですよ。嫌がることをわかってやるというのはね、隣人愛ではないですね。これは意地悪というようなものですから、いじめに繋がる話。それとは逆なことがやっぱり国際化の資質だと思うんですけどね。

【濱谷委員】

いいですか。教育の中の一番の基本っていうか、まずコミュニケーションっていうか、人と上手に対話ができたり、自分の思いを伝えられたり、相手の思いをわかってあげるっていうところが、人間として一番肝心のところで、それを基本に結局こういうものが成り立ってると思うので、大本のところでは、国際とか何とかじゃなく、相手をわかってあげて、

自分の思いはちゃんと伝えられるっていうような部分が、どこにも入れようと思えば組み込めるものなので、教育の一番の基本の基本かなというふうに、家庭でもやらなくちゃいけないことですが、そこがちゃんとできていけば、そういうことを基本に、順番にこう学年を追ってというか、年を追ってというか、理解度とかも違うわけですから、少しずつ上に上げていくみたいなことが、そういうものの基本として、こういういろいろの取組をやるんだということが、市民やなんかにはっきりわかればいいのかなっていうふうには思います。

【峪委員長】

それでは、パブリックコメント、あるいは市民説明会等が広く周知されるような情宣活動といたしますかね、そういうことを、そして今、内容的なお話もありましたので、そうしたところの目配りもよろしくお願ひしたいと思います。よろしいでしょうか。それでは、この段階での承認ということによろしいですか。

【各委員】

<承認>

【峪委員長】

ありがとうございました。

報告事項 No. 3 地域の寺子屋事業について

【峪委員長】

生涯学習推進課長お願いいたします。

【生涯学習推進課長】

それでは、報告事項 No. 3「地域の寺子屋事業」につきまして、あらためて資料に基づき、委員の皆様にご説明申し上げます。

資料の1ページをご覧ください。この寺子屋事業は、今年度、全市7校でモデル実施いたします。目標は、資料左上にありますとおり、

- ・子どもたちに、様々な学習機会を提供することにより、学力向上や豊かな人間性の形成を図る。
- ・地域ぐるみで子どもの教育、学習をサポートする仕組みづくりにより、地域の教育力向上を図る。
- ・シニア世代をはじめとする地域人材の知識と経験を活かして、多世代で学ぶ生涯学習の拠点をつくる。

の3点でございます。

また、開講にあたりましては、「地域の寺子屋事業運営推進会議」を設置いたします。メンバー構成については、地域教育会議や退職教職員の会など、ご覧の方々を予定しております。運営推進会議では、寺子屋の実施校及び受託団体の承認や本事業のあり方の検討、検証・評価などを行います。また、運営推進会議の中に、具体的な作業を進めるためのワーキンググループを設置し、教材の開発や寺子屋の運営を担う人材の育成、広報活動などを進めてまいります。

右側の図をご覧ください。事業の中身について、ご説明いたします。

寺子屋事業の運営につきましては、既存の地域教育会議、NPO 団体など市民の方々を主体とした団体をお願いする予定でございます。これらを中心にして、原則として、週1回学習支援、月1回土曜日に体験活動や世代間交流を行ってまいります予定でございます。

今年度の予算につきましては、666万円でございます。そのうち3分の1は、文部科学省の新規事業「地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業」を活用いたします。3ページに文部科学省の事業の資料をつけておりますので、後ほどご覧ください。

続きまして、2ページをご覧ください。具体的な実施方法についてご説明いたします。まず、「学習支援」につきましては、平日の放課後、各学校の開放施設を活用して実施することを想定しております。

授業終了後、受講を希望する子どもたちは、寺子屋を開講している教室へ行き、受付を済ませ、各自、持ってきた宿題や、寺子屋で用意した課題などに取組めます。わからないところは、学習支援などを指導・サポートする寺子屋先生に教えていただきながら、1時間ほどの学習を行います。その後、同じ方向の子ども同士でまとまって帰宅をさせたり、わくわくプラザへ登録をしている子どもはわくわくプラザへ行かせたりすることを想定しております。

次に、右側の「体験活動」「世代間交流」についてご説明いたします。寺子屋実施団体が中心となり、学校の開放施設や市民館など地域の施設を活用しながら、様々なプログラムを企画します。寺子屋先生としては、地域の人材を講師にお呼びしたり、大学や企業による出前講座を行ったりするなど、多彩なプログラムを想定しております。プログラムによっては、寺子屋を開講している学校の子どもたちを中心に、近隣に住んでいる子どもたちにも呼びかけ参加者を募ることも考えられます。また、親子で参加できるプログラムや、地域の方達も参加できるプログラム等により、世代間交流を図ることも考えられます。

なお、今ご説明しましたのは、「学習支援」「体験活動」「世代間交流」の大枠でございます。川崎は南北に細長く、各地域性がございまして、学習支援の内容や体験活動のプログラムなど、各学校や子ども達のニーズがそれぞれありますので、内容や進め方など具体的な方法は、学校や受託団体とよく相談をしながら、各地域に合った寺子屋を作り上げていきたいと考えております。

続きまして、4 ページをご覧ください。4 ページには「地域の寺子屋事業実施要綱」、次の 5 ページには「地域の寺子屋事業運営推進会議設置要綱(案)」を添付してございますので、後ほどご覧ください。

なお、第 1 回の地域の寺子屋事業運営推進会議につきましては、6 月 4 日に開催する予定となっております。この会議におきまして今年度実施するモデル校と受託団体につきまして、承認していただく予定となっておりますので、その後、委員の皆様にご報告をさせていただきますと存じます。

以上で、地域の寺子屋事業についての説明を終わります。

【峪委員長】

ありがとうございました。それではご意見、ご質問等ございますか。

【吉崎委員】

具体的に 7 校ということですが、これから具体的な 7 校の名前が出てくるんでしょうが、どういう学校を優先的に選んでいるのかということと、これは全部小学校だけなのか、中学校も入るのか、2 点よろしくお願いします。

【生涯学習推進課長】

前後しますけれども、小学校を基本に考えております。それから学校といいますか、受託団体の関係ですけれども、今年度はモデル実施ということでございますので、いろいろな運営パターンの受託団体を予定をしております。例えば中学校区地域教育会議が運営するパターンとか、総合型地域スポーツクラブが運営するパターン、NPO 団体が運営するパターン、あるいは PTA おやじの会などですね、実行委員会を立ち上げて運営するパターン、そういった様々なパターンをモデルとして実施していきたいと考えております。

【吉崎委員】

その上で、今後どういう方向がいいかということを見定めたいということでしょうか。それとも地域特性によってそれぞれあってもいいんだと考えるのでしょうか。

【生涯学習推進課長】

来年度以降、拡充していく方向になるかと思っておりますけれども、うちの学校であればこの地域の団体とこういうパターンならできると、そういう形で 1 つのパターンに拘ることなくやっていきたいと思っております。

【吉崎委員】

それぞれの学校でやられたものを見て、うちならこれを導入できるとか、これならという

ことを考えていただけるようなモデル事業になればいいということですね。ありがとうございます、わかりました。

【高橋委員】

2点、その点に付随してと別件で1点ありまして。実施主体で地域教育会議、NPO 団体、地域の市民団体等と書いてあるんですけど、このNPO とかもその地域のNPO というような想定ですよ、そこはどのようにお考えなのか教えていただきたいのと、2点目はメンバー構成案というのが1ページの左のほうに推進会議の中にありますが、この中に市内企業とかの記載があって、例えば今までも経済労働局との連携で学校でいろいろな実験をやりましたとか、いろいろな報告が挙がっていると思うんですが、そういったところとの連携というか、そのあたりすでにお考えがあるのなら教えていただきたいです。

【生涯学習推進課担当係長】

今年度のモデル実施をしていただけるNPO につきましては、すでに学校の、例えば施設管理をしていただいている団体ですとか、学校の施設を活用していろいろな生涯学習事業をモデル的に実施していただいている団体ですとか、そういった地域に根ざした活動をされていて、学校との関係ができあがっているところを考えています。今後広げていくにあたって地域と関わりのある寺子屋事業をやっていくというのが大前提となってくると思っていますので、その辺の関係性がどこまでできているかというところは、ひとつの選定基準になってくると思っています。市内企業につきましては、正に今おっしゃられたみたいに、すでに学校のほうにいろいろな出前授業をやっていただいているところですので、寺子屋におきましても体験活動の中でいろいろなメニューを出していただければと思っております、そういう協力を得ていくためにこの推進会議に入らせていただいています。

【高橋委員】

ということは、庁内で言えば経済さんとかとの連携ということも想定をしているということですね。

【生涯学習推進課担当係長】

はい。

【生涯学習推進課長】

具体的には運営推進会議設置要綱を5ページにつけてございますけれども、この中に今回第3条の(3)のところから入っていただくという形を取っております。

【高橋委員】

商工会議所さんとも。

【生涯学習推進課担当係長】

経済労働局とも相談をさせていただきまして、市内のいろいろな企業を束ねている団体とか中小企業とかいろいろな会社が入っているいくつかの組織がある中で、ここが一番地域に根ざしているような団体が入っていいんじゃないかということでご紹介をいただきました。もちろん商工会議所に入っていない他の事業者につきましても、体験活動のほうにご協力いただけるところには経済労働局を通して協力の要請をしていきたいと思っております。

【高橋委員】

それを受けて、何でそんなことを聞いたかといいますと、2点目のほうは、今までそれ自体もいい例が、寺子屋というのはこれからなんですけど、パーツというかね1個1個見たときにすでにいいモデルがあるものもあるわけじゃないですか。例えば先日だと新城小学校でユースキンのクリームを作ったとか、そういうのを全く切り離さずに、それも参考というかそういう知恵も、あれはきっと多分企業に来ていただくんですけど教育的視点を以ってその授業をやっていただくというようなやり取りが、おそらくやられてあの日があるわけだと思うので。それはうまく活かすというか、連続性をもって発展させるという面でも、この企業というのが、企業単体で、この資料を見たときにはその連携が見えなかったもので、そこはぜひやられるということで解釈してよろしいですね。

【生涯学習推進課担当係長】

はい。

【高橋委員】

わかりました。

【吉崎委員】

2 ページの学習支援のところ、下の運営に寺子屋コーディネーターを1~2名配置しますと書いていますけれどもね、私はポイントは寺子屋コーディネーターかなと思っているんですけど。この方がどういうふうにするかという配置とかいろいろな教材とかも含めて準備とかやるわけでしょう。だからこの寺子屋コーディネーターを主体の方から選ぶんですが、寺子屋コーディネーターについてのみは、教育委員会かなんかでその研修はやった方がいいような、全体の統一といいますかね、全部一緒にしろといってるわけではないんですが、あまりまちまちでも困るので。同じ教材だったら有効に活用する方法も考えられますよね。

だからそういうコーディネーターだけはちょっとした研修、長い研修はいらないんですが、なんかそういったのを考えて欲しいなと私は思うんですが、いかがでしょうか。

【生涯学習推進課長】

今後の予定ですけども、おっしゃられるとおり寺子屋コーディネーターにつきましては市民館のほうで研修を実施することを考えております。

【教育長】

ご参考までにこの実施要綱 4 ページにあります、第 6 条に研修の機会を設ける旨記載してあります。

【吉崎委員】

わかりました。はい、安心しました。

【峪委員長】

よろしいですか。それではいいものになりますように、期待じゃなくてももう現実になるのではないかと夢見ているので、よろしく願いいたします。それでは承認ということでよろしいですか。

【各委員】

<承認>

報告事項 No. 4 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

【峪委員長】

生涯学習推進課長お願いします。

【生涯学習推進課長】

それでは 報告事項 No. 4 につきまして、御説明申し上げます。

このたび、教育文化会館・市民館の運営審議会委員につきましては、平成 26 年 4 月 30 日付けで任期満了となりました。

本来ですと教育委員会にて議案としてお諮りいたすところですが、人選の都合上、教育長の臨時代理により委員を委嘱、任命をおこないましたので、ご報告申し上げます。

お手元の資料の 8 ページをご覧ください。

このたびの委員の委嘱、任命に関する関連法規をまとめてございまして、8 ページは社会

教育法の抜粋でございます。9 ページは、川崎市教育文化会館条例及び川崎市教育文化会館運営審議会規則の抜粋を、10 ページは、川崎市市民館条例及び川崎市市民館運営審議会規則の抜粋を掲載してございますので、のちほどご確認をいただきたいと存じます。

それでは、1 ページにお戻りください。

このたび委嘱、任命いたしました委員の名簿でございます。1 ページは、教育文化会館の運営審議会委員の名簿を、2 ページから 7 ページにかけて、各市民館の運営審議会委員の名簿を掲載してございます。名簿につきましては、表の左から選出区分、委嘱、任命する者の氏名、現職を記載してございます。

網掛けしてあります委員につきましては、新たに委嘱、任命した委員でございます。網掛けのしていない委員につきましては、再任した委員でございます。表の右側には、参考までに前期委員の氏名等を記載してございます。

委員の委嘱、任命期間は、平成 26 年 5 月 1 日から平成 28 年 4 月 30 日までの 2 年間でございます。

説明は以上でございます。

【峪委員長】

ご質問ありますか。それでは承認ということでよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

7 議事事項 I

議案第 11 号 川崎市立中学校完全給食実施方針（素案）中間取りまとめについて

【峪委員長】

中学校給食推進室担当課長 お願いいたします。

【中学校給食推進室担当課長】

前回お示した「中学校完全給食実施方針（素案）の「中間取りまとめ」の「たたき台案」につきましては、この間、教育委員や関係各局からご意見をいただいております。本日「中間取りまとめ」の（案）としてご提案させていただくものでございます。

前回もご説明申し上げましたが、中学校完全給食実施に向けた検討状況につきましては、これまでも、会議の資料や会議録につきましては、逐一、本市ホームページに掲載し、広く市民の皆様にご周知を図ってきたところでございますが、この度、さらに、現段階での検討状況を、中間報告として取りまとめ、公表させていただくことにより、より、現在の検討

状況について、市民の皆様にも周知でき、今後の中学校完全給食の早期実現に向け、議論や検討を前進させる上で、着実な一歩となるのでは、と考えているところでございます。

それでは、川崎市立中学校完全給食実施方針（素案）中間取りまとめ（案）について、ご説明させていただきます。

資料1の「川崎市立中学校完全給食実施方針（素案）中間取りまとめ（案）」の1ページをご覧ください。

初めに、「1 川崎市立中学校給食の基本方針」について、でございます。この項についての変更はございません。この基本方針に基づきまして、安全・安心で温かい中学校完全給食の早期実施に向けた取組を推進していくものでございます。

次に、「2 実施方針（素案）策定に向けた検討状況について（中間取りまとめ）」でございます。「川崎市立中学校完全給食実施方針（素案）」の策定に向けた、さまざまな課題につきましても、現時点での検討状況として、以下（1）の課題から（7）の課題まで、ございますが、まず、課題の（1）、「学校給食を活用した食育の推進について」でございます。この項についての変更はございません。中学校完全給食の実施に伴い、次の○印に掲げる食育を推進させていただきます。

次に、課題の（2）、「中学校完全給食の喫食形態について」でございますが、この項についての変更はございません。全員喫食を基本とすること、食物アレルギーを有する生徒等については、配慮していくべきであるため、「原則」と表記したものでございます。

1枚おめくりいただき、次に、課題の（3）、「安全・安心・良質かつ廉価な食材の確保について」でございますが、この項についての変更はございません。安全・安心・良質を最優先とし、かつ廉価に給食用食材を確保するため、小学校給食で実績のある（公益財団法人）川崎市学校給食会の活用を基本とする、などでございます。

次に、課題の（4）、「中学校完全給食の食器の形態等について」でございますが、この項についての変更はございません。食事マナーや共同作業による食育という観点から、食器の形態については、小学校給食と同様のセパレート型の食器とすることを基本とするなどでございます。

次に課題の（5）、「中学校完全給食の実施手法等について」でございます。アの「実施手法について」でございますが、下段の参考につきましても、「実施手法の区分の表記が分かりづらい」とのご指摘をいただきまして、実施手法の区分の表記を「自校方式」「親子方式」「センター方式」「民設民営方式」と整理し、それに伴い、本文中の表記も整理したところでございます。内容自体の変更はございません。中学校全校における自校方式又は親子方式による完全給食の実施には、多くの学校で運動場に調理施設を整備せざるを得ない状況が生じるなど、教育環境への影響が大きいため、現時点では困難な状況。ただ、個別の学校における可能性につきましては、自校・親子にかかわらず、引き続き検討してまいります。また、生徒数の推計に基づく食数3万食という規模、本市特有の細長い地形等を考慮し、

市内を複数のエリアに分けた上で、センター方式又は民設民営方式による完全給食を実施することを基本とするものでございます。

1枚おめくりいただき、次に、イの「民間活力を活かした効率的な手法について」でございしますが、こちらも、参考の表の区分の表記が分かりづらいとのご指摘をいただき、区分の表記を整理いたしました。内容の変更はございません。PFIの可能性も含め、民間活力を活かしたあらゆる手法を比較検討の上、効率的・効果的な実施手法による安全・安心で温かい中学校完全給食の全校実施に向けた取組を推進するものでございます。

次に、課題の(6)、「中学校完全給食の開始時期について」でございしますが、この項では、「進捗状況」の表現が分かりにくいとのご指摘がありましたので、「進捗状況」の文言を削除し、文言整理いたしました。平成28年度中の全校実施に向け取組みを推進させること、具体的な開始時期については、中学校完全給食実施に係る整備計画、学校運営の状況等を踏まえ検討すること、試行実施についても検討すること、でございます。

次に、課題の(7)、「中学校給食の給食費の額について」でございしますが、この項についての変更はございません。給食費の額については、中学生の学校給食摂取基準等を総合的に勘案して決定いたします。

次に、「3 今後のスケジュールについて」でございしますが、この項についての変更はございません。平成26年9月までに、中学校完全給食実施方針(素案)を公表、その後、パブリックコメント・保護者説明会等を経て、本年11月までに、中学校完全給食実施方針を決定、その後、中学校完全給食実施に向けた取組の推進を図り、平成28年度には、中学校完全給食を全校で実施、となっております。

資料の後に、参考資料を1から14まで、添付いたしました。参考資料につきましては、適宜、更新・追加しております。このうち、参考資料の12をご覧ください。参考資料の12は、政令市の状況を聞き取り調査により、更新したものでございます。後ほど、ご参照願います。1枚おめくりいただき、参考資料の13をご覧ください。実施手法ごとの事業費用の試算でございます。この試算は、教育委員会におきまして、各実施手法ごとの事業費用について、一定の条件のもと、シミュレーションをした試算値でございまして、実際に要する費用とは、異なるものでございます。あくまでも、実施手法を検討する上での参考額として、ご参照願います。まず、算出の条件ですが、

- ・本市の中学校全52校のうち、小中合築の東橋中学校・はるひ野中学校を除く50校を対象としたものであること、
- ・提供対象については、今後5年間の生徒数推計のピーク時の生徒数に教職員数を加えた、約32,500人を前提とすること、
- ・全員喫食であること、
- ・5種類の実施手法について、それぞれ3費目にわけ30年間にかかる費用を試算したものであること、
- ・食材費は全額保護者負担となるため、試算には含まれないこと、

- ・各手法の試算値算出に当たりましては、食数の提供に必要な施設における費用について計算しており、事業用地の確保、スペースの対応の可否等については考慮していないこと、

でございます。なお、施設整備費等とは、学校給食の運営開始までに要する費用（いわゆる初期投資費用）、維持管理・運営費とは、大規模修繕費、設備・備品の修繕更新費や、毎年ほぼ一定額支払われる人件費・光熱水費等でございます。

中段の表をご覧ください。仮に運営期間を 30 年と仮定した場合の事業費総額の比較表でございます。

自校方式では、施設整備費等が約 150 億円、30 年間の維持管理・運営費が約 610 億円。次に、親子方式では、施設整備費等が 140 億円、30 年間の維持管理・運営費が約 610 億円。

センター方式では、施設整備費等が 140 億円、30 年間の維持管理・運営費が 500 億円。

民設民営の食缶配送方式では、施設整備費等が約 20 億円、30 年間の維持管理・運営費が約 600 億円。

民設民営の弁当箱配送方式では、施設整備費等が 40 億円、30 年間の維持管理・運営費が約 590 億円でございます。

このうち、親子方式につきましては、中学校 22 校を親校とし、親校の敷地内に 1500 食規模の調理場を設置した上で他の中学校へ配送すると仮定した場合の試算値でございます。小学校を親校とし、小学校から中学校へ配送する形での親子方式につきましては、今後、検討してまいります。あくまでも、教育委員会による、現時点での試算値でございますので、参考までにご覧ください。

次に、1 枚おめくりいただき、参考資料の 14「配膳室等整備事前調査業務報告書」をご覧ください。この調査は、本年の 1 月から 3 月にかけて、東橘中学校、はるひ野中学校及び市立川崎高等学校附属中学校の 3 校を除く、49 校を対象といたしまして、給食に関連する学校の施設・設備等の調査を実施した際の報告書でございます。

1 の自校調理場の設置について、でございますが、川崎市立中学校では、生徒数の増加等もあり、校舎内部を改修し、調理場を設置するスペースの確保は困難な状況にある。そのため、自校調理を実施するためには、新たに自校調理場の増築が必要となるが、現在の学校の教育活動に支障がなく、かつ、運動場以外のスペース（建物敷地）に、自校調理場を設置するためのスペースを確保することも困難な状況にある。しかしながら、運動場スペースではあっても、教育活動への支障が生じないようなスペースの確保ができる場合や、運動場以外のスペース（これを「建物敷地」と言いますが）で、現在教育活動上活用されているスペースであっても、学校において教育活動への支障が生じないような配慮・運用ができる場合には、今後、学校との十分な協議・調整により、自校調理場の設置が可能となる場合もありうる。ただし、その場合でも、給食関係車両と生徒動線が交錯することや、配膳経路の条件が悪いことなど、安全面や運用面での課題があるため、教育活動に支障が生

じないよう、学校との十分な調整が必要である、と、まとめております。

2は、配膳室等の整備内容について、でございます。各学校で必要とされる配膳室等の整備内容をA・B・C・BCに分類したものでございまして、

- ・ 分類Aは「既存のランチサービス受け入れ室などで、配膳や受入れ対応が可能な学校」、
- ・ 分類Bは、「配膳や受入れ対応のために、改修工事が必要な学校」、
- ・ 分類Cは「配膳や受入れ対応のためにはプレハブなどにより配膳スペースを確保する必要がある学校」、
- ・ 分類B・Cは「改修工事若しくはプレハブ設置のいずれか、又は両方とも必要な学校」

でございます。配膳や受入れ対応のための、各学校における具体的な整備内容につきましては、学校との十分な調整のうえ、進めてまいりますので、現時点での想定あるいは参考資料と考えております。

そして、2の表の学校名の欄に、アスタリスク(*)のついている学校につきましては、自校調理場設置の可能性につきまして、今後、学校と調整してまいります。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

【峪委員長】

先の、この中間取りまとめのたたき台とほぼ変わらないと説明を受けておりますが、なおご意見、ご質問等ありましたらどうぞ。

【濱谷委員】

本当に時期的に迫ってきてこの日程を見ると、本当にお忙しい中いろいろなことを調べていただいて大変だったなというふうに思うんですが、政令指定都市のこういうものも全部問い合わせをされたり、ご苦勞されていることが見えてきますけれども、ひとつの方法に絞って考えるのではなくて、やはりできうる限りどこかでは自校方式、あるいは親子方式、あるいは民営のほうにお願いするような形とか市でやる形とか、いろいろな方法を考え合わせてでもなにしろ全校に一斉に給食がスタートできるといいなというふうに思いますので、バラバラとやっていくのではなくて、全体が進むための方法を何とか考えて欲しいなというふうに思います。中学生は3年間で卒業してしまいますので部分的に始まっていくと、スタートしているのに隣の学校のを見ながら、始まらないうちに卒業する子も出てきますので、やはり全体で一斉にスタートがいいなとすごく思いますし、ぜひそういう方向でいろいろな方法を模索しながら、活用できる施設・設備は極力活用してなんとか考えて欲しいというふうに思いますので、ご苦勞でしょうけれどこれからも小学校の方も全部調べていただいて、方法を考えて欲しいなと思っています。よろしくお願ひしたいと思ひます。

【吉崎委員】

今回参考資料 12、13、14 と出していただいて、前よりまた新たに具体的イメージが湧きました。参考資料 12 を見まして、後発といいますかかなり大きな規模の政令都市でなかなかやれなかったのが川崎と横浜と神戸だと思うんですが、あと堺ですか、特に大きいのは神戸とあと残っているのは横浜だと思いますが、この神戸というのはかなり参考資料になるんですか、地形的にだいぶ違うんですかね、つまり川崎の置かれている状況とかなり違うのか、神戸がやろうとしている、神戸は実施はいつになるんでしょうか、今年ですか、来年ですかこれは。

【中学校給食推進室担当課長】

26 年度中に一部ですね。

【吉崎委員】

26 年度一部ですね、で来年度がかなり本格的にやりたいと。神戸がかなり参考になるのかなと私は思っているのですが、規模的にも似てるというか。あそこも 150 万ぐらいいるんじゃないかと人口が、学校数は多いですかね。で、ここなんか参考になりますでしょうか。ある程度何か我々が考えている状況において、川崎の時期の問題もありますが、困難な状況がいろいろありますよね、さらにまた後からやるから良いついていう点もあると思うんです。何かこの神戸の中学校給食の状況で学ぶことはありますでしょうか。

【中学校給食推進室担当課長】

神戸市につきましては、デリバリーランチボックス方式と伺っております。で、本市も民設民営というタイプも、当然、あらゆる手法の中の 1 つでございます。弁当配送方式ですと、やはりいったん冷やしたものをトラックで配送して、学校の中で再加熱調理するといった作業が出てまいります。神戸市でどの程度まで温かいものができるのかというところは伺っていないところでございますが、政令都市ですとやはり冷たいまま運ぶですとか、ご飯だけ温かくするとかいろいろ工夫してございます。そういう状況を参考にしながら、本市では温かい給食を実現するために、といったことがございますので、今回の参考資料の 13 の中でも民設民営の弁当箱方式につきましては、初期投資が 40 億円というように見積もってございますが、これは各中学校において再加熱施設をですね、すなわち小さな調理施設に大きな機械を何台も入れなければいけないですけれども、再加熱調理施設を設置することができれば当然温かい給食は実現するわけでございますので、デリバリーもそういった都市の状況も参考にしながら、本市で温かい給食を実現するためにはどういうことができるのかということを考えるのに参考になっているかと思えます。

【吉崎委員】

神戸は民営を使いながらデリバリー方式で、冷たいのを持ってきて中で温めてという方式

ですか。

【中学校給食推進室担当課長】

そこまで確認はしておりませんが、他都市、政令指定都市ですと冷たい弁当箱を運ぶか、もしくはご飯だけ温かいとかもしくは汁物だけ温かいとかですね、いろいろ工夫されているようですので、そういう工夫の仕方は本市も参考になるのかなと思ってます。

【吉崎委員】

ここだけ詳しく聞くことはできなかったと思いますが、神戸市がセンター方式を導入しなかった理由とかは聞いていますか。相当苦労されたということをお聞きしたことがあるのですが、非常に今悩んでいるようでして。あそこは土地が少ないとか、置けないんですよね、センター方式がなかなか難しかったんだろうと思いますが。非常に参考になるような話だったような私は印象がありましたので、そういうことです。それともう1点、13ページになるんですが、これも金額というのもあくまでも最初の段階の施設・設備のものだけであって、土地とかそういうものはあまり考えていませんし、どのようなものでやるかにもよるかと思いますが。まあこの段階ではこれで仕方ないと思うんですが、いつの段階で、確保できる土地があるとかないとか、そういう肝心なところはいつ出てくるんでしょうか、資料としては。

【中学校給食推進室担当課長】

土地につきましては、当然教育委員会だけでは決められませんので、民有地であれば相手があることですし、市有地でも関係局との調整がございますので、実施方針の素案の間で間に合わせるように今検討しているところでございます。

【吉崎委員】

そうですか、はい結構です。ありがとうございます。

【高橋委員】

後発だからいいようにいくと捉えていただいて、逆に前向きにこう、中途半端なものでなくて最後まで皆さんがおっしゃったように前向きに、子どもたちのためにということでこの基本方針を作ったので、前向きに考えていていただきたいので、周りの理解というのが、今急ピッチで本当になんかがんばっていただいているというのも私どもは比較的近くで見せていただいているからわかるんですけど、例えばまったく関係のない方たちから見ればどんどん進んじゃって、例えばこういった数字が「わあ 150 億」とか、そういうのを聞かれないので、やっぱりお金がかかるんだけど、例えば人口構造から考えると高齢の方のほうが多い場合に、じゃあどこまでリアルにこのことを今実感されているかということも、

やっぱり多分そんなにそこまで十分には、まあ「給食始まりそうだな」とか「お金がかかりそうだな」とかぐらいの方が大半なんじゃないかと。スピード感にもついていけないし、そうすると、そういったところをちゃんと伝えていくという、またパブリックコメントのことなんですけど、このあたりの巻き込み方はすごい大事だと思うんですね。先ほどと同じなんですけれども、近々に迫っていますので、しかもお金がかかることで、これ例えば反対側の方がわからないって勝手に想像したときに、「なんか市民税上がっちゃいそうだな」とか「法人税上がっちゃいそうだな」とかそういうことを思ってしまう方もいらっしゃると思うんですね。だからそれを前向きに考えるときに、ということは情報を共有しないとそこだけが前に進んでしまうので、情報の発信と共有は非常に大事ですので、がんばっていただきたい。もう 1 点は、前向きにということでは例えば前回もお伝えしたんですけども、日本の食育というような部分とか給食の関係は、例えば世界にもうすでに、川崎後発だから前の時代のものが出ているというようなことを聞いたんですが、例えばさらに技術ということ考えると、これは 1 つの大きな産業を盛り上げる可能性もあるわけじゃないですか。例えば山梨に行ったときの食缶の技術の素晴らしさ、今度マイ箸って出ますので、これは前回言ったところで竹の消臭の、ああいったのは市内企業が作っているものでして、林業とのタイアップなんかも話しましたが、そういった産業を本庁との会議がどういうやり取りがされているかわからないので、前向きな流れを持っていくというのは、理解と前向きな流れを、産業系のことを一緒になって考えていただきたいんですけど、現状はどうなんでしょうか。そういったことまで、全体会のところは私ども意見の交換はわからないので、そういった話とかって前向きにできているのか、例えば後ろ向きになっちゃうとお金がかかっちゃうじゃないかって思うんですけど、前向きに考えれば産業が発展したとしたら、税金を払う側となり、納付するわけですよ法人だって、そのあたりって今どういう感じに、議論が、そういった意見って出ますか。

【中学校給食推進室担当課長】

中学校給食に関連する会議としては、市長を筆頭としまして関係各局の局長が入っていただく会議がございまして、中学校給食推進会議といいますけど、そのメンバーには市長、3 副市長の他、総務局長、総合企画局長、財政局長、経済局長、健康福祉局長、まちづくり局長と、主要な局長が入っておりますので、そういう中で情報共有しながら今進めているところです。具体的に産業のところまでの議論にはまだ至ってはおりませんので、今現在は 28 年度の中学校給食の実現に向けてですね、目標を絞って邁進しているところです。

【高橋委員】

皆さんがおっしゃっているように、できるだけ基本方針を最後まで諦めずにやるというときに、実はそういったところが一緒になって考えられないと、ぎりぎりの前向きな議論はなかなか、部門をまたいだ時にされにくいんじゃないかなと。このあともっともっと具体

的になっていくと思うので、そのへんはちょっと、そういった打診というのは、普通に考えて 50 何校分の何かかんかを作るとなったら、いろいろなものが生まれるわけで、そしてら例えばそういった食缶の技術は、例えば市内の中小企業にあるのだったらそういったところに作ってもらうとか、そうなってくると循環するわけですよ。そういう議論があって、例えばそういった技術はすでに食育の給食のところは外に出ていっているかもしれないけれども、そういった日本の技術は、中小企業の技術は素晴らしいので、そういった技術はさらに違う業界とかさらにアジアに出て行くとか、そういったことってというのは想定されますよね、給食のところってというのはね。それを共有と理解を深めていっていただいて、一緒に前向きに考えていただくためには議論に投げかけるというか、そういうのはぜひやって欲しいです。そうしないとどんどん削られていって結局中途半端なものになり困ることになります。そういうところも是非お願いします。

【中学校給食推進室担当課長】

今食器の器具の調達の話がございましたけれども、基本的には地方公共団体ですので地方自治法に則りまして、入札すべきものは入札する、随意契約すべきものは随意契約すると決まっておりますので、その制度の中で検討していきたいということと、あと実際には稼動してからもそのようなことというのは、企業とのタイアップはできるわけでございますので、今現在もいろいろな企業と、中学校給食が始まるので、ということで何か食育の中でご協力できませんかみたいなことも企業とも今始めているところでございますので、そういうような形で食育に活かしていくような取組もできるのかなと思っております。

【高橋委員】

大半の人がいるときにそこも意識して欲しいんですけど、教育のことってわからないと思うんですね。例えばこの間私なんかも視察に行ったから食缶がわかったわけで、それを大半わからない前提で企業に話すときに。そうじゃないと想像できないですよ、多分。食缶は私たちはふたが別々になっていてそんな温かいものじゃないと、自分の時代のことを想像したりしてましたので、そういうことをちゃんと伝えていくという。大半がわからない人に、教育のなかなか現場は見えないわけですから、しっかりお伝えしていった一緒に考えていただくという言い方も、ぜひともお願いしたいと思います。

【吉崎委員】

もう 1 点いいですか、参考資料 12 を眺めてみたんですね、でうちは後なんですけど、まず一番わかったのは人口の割に学校数が少ないというか、事情がいろいろあるんだと思います。例えば新潟は 80 万都市なんですけど、中学校 57 なんですけど、で川崎は 145 万なのに 52 ですよ、だから学校の規模が大きいんですよ、どうも政令都市の中では。多分すごく大きいと思います、全体を見ていて、割れば簡単にわかることなんですけれども。そうす

ると結構生徒数が、学級数が多い規模の学校が多いんじゃないかと思うんですね、細かい統計取ってないので私にはわかりませんが。でスペース的に結構きつというのがあるのかなと、学校の施設そのもので。それともうひとつですね、どこを見ても結構1つだけじゃなくて、重ねて使っていると。自校と親子とセンター方式と、組み合わせがすごく多いんですね、これ見てみると。1つだけってあまり少なくて、どこも大体組み合わせでうまくやっている、よいのか悪いかわかりませんが、組み合わせが多いですね。この組み合わせをやることの良さ、何かあるものに特化してやることの良さというのは、まあ川崎の事情というのも当然あるでしょうけど。伺って見て何かそういうことって情報は得られましたか。つまり、いくつか組み合わせていると、こういった面はやりにくいけどこういった面はすごくいいんだよ、とか。これを見るとすごく重なってますよね、政令都市はいろいろなやり方が。その辺のところを何か参考になった点があったんでしょうか。これ、我々にとっては非常に有効な資料だと思うんですね、政令都市を見ていくときの。

【濱谷委員】

いいですか、ちょっと参考までに。政令指定都市になる時に結構合併してなっていて、最初の時点で町村、相模原もそうなんですけど、随分中心街じゃないところまで合併しているんですよ。でその田舎の方というと変な言い方なんですけど、そちらはもともとセンター方式だったとか、そちらは小中、幼稚園まで一括センター方式でやってたのが合併したら、そこはもうセンター方式を取り入れちゃってるとか、新潟とか静岡とか浜松とか最近合併して政令指定都市になっているところが結構多いんですね。だから、もともといろいろな方式をやっていたのが合併しているんで、統一できないでそのままスタートしているというか、そういうのが結構多いんじゃないかと思います。

【吉崎委員】

なるほど。そのやったことが、今どういうふうに、うちとして考えたときにメリット、デメリットってあるでしょ。何か言っていないませんでしたか、方式の違いで。そういうのはあまり聞けないんですか。

【中学校給食推進室担当課長】

方式の違いで何かということは、そこまで聞き取りはしていないんですが、今、濱谷委員からあったように、わりと市町村合併ということでやり方が変わってきているという部分があると。何種類かの方式があるところはそういう形で行っているということです。やはり合併し、市として今は何種類かの方式があるんだけど今後長期的に見たときには、今やっている方式の中でどれが市としてふさわしいのかというようなことを、何年か後には検討をしていくような時には多分いろいろな方式をやっている中では、その市としてふさわしいような方式が考えていけるのかなと。これはそこまで聞き取りはしていません

れども、やはりこの先いろいろなことが起こるので検討しなければいけないというようなことをおっしゃっていた市は、中にはありました。

【**峪委員長**】

東京は調べていないんですか。

【**中学校給食推進室担当課長**】

自校とセンター等。23区よりちょっと離れた、川崎に近い稲城とか府中とかはやはりセンターというふうに。

【**峪委員長**】

東京の自校というのは前からやってるから作る時間があつたということですね。

それでは、これはこの時点ではたたき台をもとにした中間取りまとめということでございますけれども、様々な方向が示された状態ということでして、今委員から様々なご意見がありましたけれども、それらを今後載せながら進めていくということで、よろしくお願ひしたいと思います。それでは中間取りまとめ、原案のとおり可決してよいでしょうか。

【**各委員**】

<可決>

【**峪委員長**】

それでは原案のとおり可決いたします。

議案第12号 川崎市大学奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

【**峪委員長**】

庶務課担当課長 学事課長 お願いいたします。

【**庶務課担当課長**】

それでは、議案第12号「川崎市大学奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則」の制定について、ご説明申し上げます。

はじめに、3ページをご覧ください。

制定理由でございますが、「大学奨学金の貸付における手続きについて見直しを行い、奨学生採用決定時に提出する資料及び奨学金の償還方法について整備するため、この規則を制定するもの」でございます。

主な改正内容を新旧対照表でご説明いたしますので、4ページをご覧ください。

「川崎市大学奨学金貸付条例施行規則」の新旧対照表でございます。

この規則は、大学奨学金貸付条例の施行について、必要な事項を定めるために制定されたものでございます。なお、大学奨学金貸付条例は、大学に在学する学生で能力があるにもかかわらず、経済的理由のため修学が困難なものに対し奨学金の貸付けを行うことにより、社会に有用な人材の育成に資することを目的として制定されたものでございます。

第7条は奨学生に決定された者が提出する書類について定めておりまして、従来は誓約書のみを規定しておりましたが、この度、誓約書に加えて借用証書や償還方法の明細書等を新たに規定するものでございます。

この改正に伴い、借用書の提出について定めていた第11条を削除し、併せて、改正前の第12条を第11条とするなど、条の整理を行っております。

新しい第11条は奨学金の償還方法について定めておりまして、第2項におきまして、教育委員会は、奨学金の貸付けが終了したときは、貸付総額及び償還方法を本人に通知すると新たに定め、5ページのとおり、現在の第2項を第3項とするものでございます。

恐れ入りますが、1ページにお戻りください。

一番下の附則でございますが、第1項は「公布の日から施行する」と定めるものでございます。

第2項でございますが、2ページにまいりまして、現在の奨学生については従前のとおりとすると経過措置を定めるものでございます。

引き続き、この度の改正につきまして、学事課長よりご説明申し上げます。

【学事課長】

引き続き、内容につきまして学事課からご説明いたします。

資料の6ページ「川崎市大学奨学金制度の概要」をご覧ください。

はじめに、本制度の概要について簡単にご説明いたします。

奨学金の目的でございますが、本制度は、大学に在学する学生で能力があるにもかかわらず、経済的理由のため修学が困難な者に対し奨学金の貸付をすることを目的として、平成5年度に開始されました。本年度で22年目を迎えますが、これまで延べ226名を採用し貸付を行ってまいりました。

資格でございますが、申請にあたっての資格要件は、保護者が川崎市に1年以上居住していること、大学の1年生であること、学資の支弁が困難であること、学業成績が優良で性行が善良であることとしております。

募集人員及び貸付額でございますが、募集人員は毎年10名で、貸付額につきましては、月額38,000円、年額で456,000円の貸付を正規の修業年限が修了するまで行います。

奨学生の決定でございますが、例年、6月前半に奨学生の申請受付を行い、7月上旬に選考委員会を開催し、申請者の世帯の所得や学業成績、他の奨学金の受給状況等を基に審議

したうえで採用者を決定いたします。

貸付方法でございますが、前期5月と後期6月の年2回に分けて奨学生本人の口座へ奨学金を振り込みます。なお、初年度は、採用決定が7月であるため、前期の振込は7月になります。

奨学金の償還でございますが、本市は無利子の貸付となっております。貸付終了後には、卒業後6か月据え置きの後、10年以内に年賦又は半年賦で均等償還していただきます。ただし、貸付条例第8条の規定により、成績不良、休学、辞退などで卒業前に貸付停止となった場合は、委員会がやむを得ない理由があると認めた場合を除き、全額を直ちに償還していただきます。償還は川崎市が発行する納入通知書に基づいて行います。

例といたしまして、囲みの部分をご覧くださいまして、4年間の貸付を受けた場合でお示しさせていただきますと、貸付総額は1,824,000円となりますので、年賦の場合は182,400円、半年賦の場合は91,200円が1回分の償還額となります。

納付期限は半年賦の場合は6月と12月の末日、年賦の場合は12月の末日とし、納付期限の1か月前までに対象者に納入通知書を送付いたします。

納付期限までに償還しなかった場合は、納付期限から償還された日までの期間に応じ、償還すべき額につき年10.95%の割合で計算した延滞利息が発生します。

ただし、償還すべき奨学生が大学に在学している場合や大学院に進学したとき、また、災害・疾病・その他経済的理由等により償還が困難な場合は、相当期間償還を猶予することができますこととしております。

次に今回の川崎市大学奨学金貸付条例施行規則の改正による手続きの変更点についての説明をいたします。1枚おめくりいただきまして7ページをご覧ください。現行と改正後の、採用から償還開始までの手続きの流れを図式化したものでございます。こちらの図を使って説明を進めさせていただきます。

まず、上段の現行の部分をご覧ください。

現行の手続きの流れは、7月に採用が決まった奨学生に対し、

- ・ 条例及び施行規則を誠実に守り、健康を維持し、学業に励むことの「誓約書」
- ・ 奨学生の修学状況につき、委員会が大学に調査を依頼し、報告を求めることの「同意書」
- ・ 奨学金の振込先を指定する「奨学金振込依頼書」

以上3点の書類の提出をしていただきます。

なお、誓約書には連帯保証人にも連署・押印をしてもらっておりますが、借用金額は記載しておらず、また、連帯して債務履行の責を負うことを誓約する旨の記載はございません。

書類が提出されましたら、奨学金の貸付を行います。初年度は7月に前期分を、9月に後期分を振込みます。

矢印の上の部分ですが、在学中は、毎年4月に奨学生に奨学金貸付の継続申請書を提出していただき、大学から提出される「修業状況報告書」と併せて継続の可否について審査し

ます。継続を決定した奨学生へは、5月に前期分を、9月に後期分を振込みます。

卒業または貸付停止が決定されたことにより貸付が終了した場合は、奨学生に、「借用証書」と「償還方法明細書」の提出をしていただきます。提出されましたら、先程ご説明いたしました流れに沿って償還が行われることとなります。

現行の制度上ではこのような流れで手続きを進めておりますが、事務を遂行する上で懸念される問題点がございます。

1点目が、資料右上の点線で囲った部分ですが、「借用証書」、「償還方法明細書」を貸付終了後に提出させている、という点でございます。

現行の制度ですと貸付を開始する前に、奨学生及び連帯保証人に対し、借用金額の総額や将来の償還方法等の確認を行っていないため、在学期間中に、奨学生としての自覚や将来返還が必要であることの意識を持ちづらいことが想定されます。また、成績不良による退学等で、在学途中に資格を失う奨学生は、就職先が見つからず、償還していくことが困難となることが多く、貸付終了後に借用証書が提出されない場合に、償還の開始や、連帯保証人への請求が円滑に行えず、対応が困難になる恐れがございます。

問題点の2点目が、資料の右真ん中に記載しておりますが、連帯保証人に対して、借用証書への実印による押印や、印鑑登録証明書の提出を求めている、ということでございます。

借用証書への実印の押印や印鑑登録証明書の提出がない場合に、連帯保証人の有する保証債務の立証が困難になる恐れがあり、この場合、借用証書の提出があっても、償還が滞った場合に、連帯保証人に対する強制執行等の法的措置の対応に時間を要する可能性がございます。

以上の問題点を解消し、事務処理を円滑に行えるようにするため、手続きの流れを次のとおり改正したいと考えております。

図の下段、改正案の流れをご覧ください。

まず、「借用証書」と「償還方法明細書」は貸付終了後ではなく、採用決定時での提出といたします。なお、借用証書は誓約書を兼ねるよう様式を変更し、従来の誓約書の内容に、「卒業後滞りなく償還する」旨、及び「連帯して債務履行の責を負う」旨を付け加えます。

次に、連帯保証人に対し、借用証書への実印の押印と、採用時に印鑑登録証明書の提出を求めるようにいたします。

その後の手続きは現行と同様ですが、貸付終了時に、償還開始前に実際の借用金額や償還方法等を確認のため、教育委員会から、奨学生及び連帯保証人へ新たに「償還確認票」を通知します。

改正により見込まれる効果といたしまして、手続きの流れを改正することにより、採用時の段階で奨学生本人及び連帯保証人との契約関係を明確にすることができるので、貸付終了後から償還手続きへの移行や督促の対応をより円滑に行うことができるようになります。

また、採用時に借用証書及び誓約書、償還方法明細書を提出してもらうようにすることで、

借用金額の総額や、将来の返済額等を確認することになるので、奨学生に在学期間中から奨学生としての自覚や卒業後の返還意識を強くもってもらう効果があると考えます。

なお、ただいまご説明いたしました施行規則の一部改正についての内容は、次の 8 ページにまとめさせていただいております。

また、別綴じの参考資料として、「改正後の奨学生採用から償還完了までの流れ」、「誓約書」「借用書」「償還方法明細書」の現行様式と改正後に使用を予定している様式案、「川崎市大学奨学金貸付条例」を添付いたしましたので、後程ご確認くださいませようよろしくお願いたします。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いたします。

【峪委員長】

ご質問ご意見ください。

【吉崎委員】

これでかなりすっきりしたというように私も思います。ただ、資格のところを聞きたいんですが、学業成績というのは高校の成績のことを言っているのですか。

【学事課担当係長】

大学 1 年生の 7 月のときに選考審査をするんですけども、そのときは高校のときの成績をもとにしております。

【吉崎委員】

高校の成績しかありませんよね、もう 1 点ですが、国も奨学金をやってまして、育英会の、今学部生は無償と有償と 2 つ、大学院生は一部返還義務なしというのも入るんですが、特例で川崎も一部は返還義務なしということは考えてないのですか。

【学事課担当係長】

今のところはそこまでは検討しておりません。年間 10 人にしか貸していないこともございまして、10 人というのも大学 1 年生に限定した 10 人という選定をしているので、日本学生支援機構がやっているのは、経済的な事情によっては何十年もずっと免除という形で猶予を行うとかですね、そういったところまではまだ考えておりません。

【吉崎委員】

そうすると、国というものがかなりの数をやっています。もちろん返還されない率も高くなって非常に困っているんですが、川崎の場合が 10 人程度ということになるんですが、国の何か補完になるのか川崎にとって独自の意味があるのか、人数的に私はちょっと中途半

端な気がしてしまっていて、10人というのは。100人とかだとまだわかるし、何か国との関係の特色というのか何なのかな、明瞭にわからないんですが。

【学事課長】

そうですね、これは平成5年から行ってきたもので、ずっと10人ということの採用で貸付をやってきておりますので、利用者の方はどの奨学金を選んでもいいかなと思うんですけども、貸付が非常に多くなると返済も増えてくるということもあるので、その辺のところのバランスというのはあるのかなと思います。まあ特別川崎は売りでというものがなかなか難しい部分もあるかなと思います。

【学事課担当係長】

10人といっても、申請される方も去年の例でいうと27人だったか、だからもともとそんなに申請も多くなか、採用も多くなか、日本学生支援機構で行っているものと何が違うのかということ、特段違いらしい違いは見受けられないんですね。で我々の方で選考するとき資料を拝見していると、大体すでに日本学生支援機構を初めとして各団体が行っている奨学金を利用されている方が多く申請されているみたいなので、川崎市の大学奨学金だけを借りようという方は非常に今少ない状況になっていることを考えますと、場合によってはうちの奨学金を貸し付けることによって追い貸しのような形になってしまうこともあり、卒業後の返済の負担を高めてしまっている側面もあるのかなと私は感じております。

【吉崎委員】

私もそれを感じたから。もう無償にしちゃうか、全部返さなくていいとするか、特別川崎に貢献してくれる、ただ義務付ける必要はありますけど。こういうふうに川崎に貢献してくれるんだということを必要としますけども。なんか特別なものを作らないと国がかなりの数をやりますよね、昔私も大学院時代に5年間借りましたので。何か特色を出したほうがいいんじゃないかと思いますね、今後のことで。これはこれでいいんです、すっきりしてすごくよくなったと。なぜならば返さないという人が出てくると困るので、税金でやっている以上は。ただそれならば、人数少なくても返さなくていいとするか、もうちょっと何か特色を出すとかがあったほうがいいんじゃないかという気が私はちょっとするんですが、何か今後の計画は持っていますでしょうか。

【学事課担当係長】

大学の奨学金の川崎市のですね、存在する必要性、意義のようなものは、これを機会にというと語弊がありますが、きちんと見直しはしていきたいと思っております。

【峪委員長】

はい、その他になればよろしいでしょうか。ではすっきりしたということで、原案のとおり可決してよいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【峪委員長】

では原案のとおり可決いたします。

議案第13号 川崎市いじめ防止基本方針の策定について

【峪委員長】

指導課長お願いします。

【指導課長】

「川崎市いじめ防止基本方針」の策定についてご説明いたします。

「川崎市いじめ防止基本方針案」につきましては、本年の3月17日開催の教育委員会議で決定をいただきまして、広く市民意見を募集するため、パブリックコメントを実施いたしました。

本日は、パブリックコメントの結果と市民意見を反映した「川崎市いじめ防止基本方針」の策定についてご審議をいただきたいと存じます。

それでは、「資料1 川崎市いじめ防止基本方針案に対するパブリックコメント手続の実施結果について」1ページをご覧ください。

「1 概要」でございます。いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的に定められた「いじめ防止対策推進法」や「いじめ防止等のための基本的な方針」を踏まえ、いじめ防止に向けた対策等を総合的かつ効果的に推進するために、「川崎市いじめ防止基本方針案」としてとりまとめ、市民意見を募集しました。

「2 意見募集の概要」でございますが、平成26年3月25日から平成26年4月23日まで、意見募集を行いました。

「3 結果の概要」でございますが、意見の総数は、9通で、36件の意見をいただきました。

次に、2ページをご覧ください。

「4 意見の内容と対応」でございます。概ね「川崎市いじめ防止基本方針案」の趣旨に沿った意見や要望などの他、意見内容を反映することにより、基本方針を運営していく上でより実効性の高いものとなることから、一部の意見を反映することといたしました。

意見の件数と対応区分は、表のように、

- ・ 区分Aの、案に反映させるものが、1件
- ・ 区分Bの、案の趣旨に沿ったものが、14件
- ・ 区分Cの、今後の参考とするものが、8件
- ・ 区分Dの、案に対する要望などで、案の内容を説明、確認するものが、11件
- ・ 区分Eの、その他が、2件でございます。

次に、3ページをご覧ください。

具体的な意見の内容と市の考え方の詳細でございますが、代表的な意見要旨と市の考え方をご説明いたします。

(1)「基本方針全体に関すること」では、7件の意見がございました。1番では、「基本理念について賛成する意見」があり、市の考え方としましては、「いじめから子どもを守る」という方針を大切にしていこう姿勢を示しています。

次に、4ページをご覧ください。

(2)「いじめ防止等の基本的な考え方に関すること」では、8件の意見がございました。6番では、「多忙を極める学校現場において基本方針を示しても形式的な対応となってしまう、しっかりと運用していくためには人的支援が必要である」という同趣旨の意見が4件あり、市の考え方としましては、教職員が一人で問題を抱え込まず情報共有のできる体制づくりと小学校に専任化した児童支援コーディネーターの配置を図っているとしております。5ページの8番では、「先生のいない場所で仕事をしている業務職員が児童生徒の情報を豊富にもっている」という意見があり、いじめの早期発見や早期対応の大切さから、市民の意見を反映し、資料3の9ページの(4)いじめへの対処「②多方面からの情報収集による全体像の把握と指導計画の作成」に「関わっている教職員」と記載されていましたが、「関わりのある教員と職員」に変更しました。

次に、(3)「市が実施する施策に関すること」では、5件の意見がございました。6ページの11番では、「近年件数の増加傾向にあるネットいじめの問題に関する対応」についての意見があり、市の考え方としましては、小中学生のスマートフォンなどの所持率の増加にあわせて、いじめ問題の未然防止を図るとともに、企業等の外部人材を研修で活用し、教職員の情報モラル教育のスキルの向上に努めるとしております。

次に、7ページをご覧ください。

(4)「学校が実施する取組みに関すること」では、7件の意見がございました。13番では、「いじめの早期発見、定期的なアンケートチェックの実施について形式に関することや自由記述欄が必要である」という意見があり、市の考え方としましては、教育委員会作成のリーフレットでアンケート案を示しており、各学校が実情に合わせて使用しております。

次に、9ページをご覧ください。

(5)「保護者・地域社会としての取組に関すること」では、5件の意見がございました。21番では、「いじめに関する子どもからの発信や相談を受けたら、第三者機関が対応したほう

がよい」という意見があり、市の考え方としましては、いじめ問題の迅速な対応については、身近な教職員・保護者が被害者の安全で安心できる環境づくりを行う必要性があることから、「校内いじめ防止対策会議」の構成員が迅速に情報収集を行い、加害者側への対応も同時展開で行うとしております。

次に、10 ページをご覧ください。

(6)「重大事態への対処に関すること」では、2 件の意見がございました。24 番では、「総合調査委員会のメンバーに被害者本人または被害者遺族等が出席できるようにすべき」という意見があり、市の考え方としましては、中立の立場で調査を行うという点からメンバーに加えることは考えてはいないが、「いじめを受けた児童生徒や保護者に対して、適時・適切な方法で情報を提供してまいります」としてしております。

次に、11 ページをご覧ください。

(7)「その他」の意見は、本計画の趣旨と異なる内容のものが 2 件ございました。

次に、資料 2 は、「川崎市いじめ防止基本方針の概要」でございますが、本年 2 月に方針案をご審議いただいたものと、同じでございます。

次に、資料 3 は、「川崎市いじめ防止基本方針」でございますが、9 ページの(4)いじめへの対処「②多方面からの情報収集による全体像の把握と指導計画の作成」に「関わっている教職員」と記載されていましたが、「関わりのある教員と職員」へ変更しました。

説明は、以上でございます。

【峪委員長】

何かご意見、ご質問はありますか。

【吉崎委員】

数はそんなに多くなかったんですが、言っていることはかなりよく理解していただいて、基本的にはよくこの「川崎市いじめ防止基本方針」案に賛成いただいたと思います。特にこの最初の資料 1 ですか、5 ページの 8 のところに A とマークが付きまして、こういう学校の事務員や警備員など先生とちょっと違う立場の方を入れたらどうですか、ということで、これが加えられたのは非常に良かったと思います。ただ A のほかにはなかったんですが、B は結構あるんですが。もう少し反映できるものはなかったんでしょうか。1 個入ったのは非常に良かったと思いますし、これは的確なご意見だと思いますので。他には反映できるものはなかったのでしょうか。

【指導課担当課長】

先ほども指導課長のほうからありましたが、調査委員会に遺族が入るとか、すぐ教育委員会を離れて第三者委員会が調べたほうがいいのかというご意見もありましたけれども、やはり国の基本方針でも、あくまでも調査委員会とかは中立的な立場で調査をすることと

ということや、基本的にはすぐそういう第三者機関が調べるのではなく、やはり当事者である子どもと子ども、そこに教員がしっかり関わることで、すぐ調査委員会に任せてしまうということではないというふうな、そういう意見があったので、私たちとしては積極的に大人が、特に学校が関わっていくというスタンスで、もともとの本編ができておりましたので、今回についてはいただいた意見に直接変更するような点は、それ以外には特にはなかったというのが現状でございます。

【吉崎委員】

例えば 11 番にネットいじめの対応が出ていますね、このまま意見を入れるかどうかは別にしても、これ現実には相当深刻な状況に今ありまして、高校生が今 4 時間ぐらいやってくるんですよ、ネットを、なんか異常な世界に入ってしまったらしくて日本は。こういうことを考えますと、いじめ問題もそのへんから起こるといことが当然あるわけですが、大人のほうに対応できていないというか、ネット社会のほうに。そのへんのところを、すぐに反映できるかどうかわからないんですけども、この辺のところはどうなんでしょうかね。ネットいじめの対応ということで 11 番などは、C としては入れているのですが、今後の参考にしますって言っているんですが。

【指導課担当課長】

実は、やはりこの問題がいじめの中の見えない部分として非常に大きな課題となっているということを踏まえ、1ヶ月ほど前に各区の小学校、中学校に1校ずつサンプルでアンケートを取らせていただきました。スマートフォンや携帯電話所持率、実際に起こっているトラブル、どんなトラブルが起こっているのか、というのは今調査結果がまとまったところでございます。その中に誹謗、中傷もございまして、有料サイトへ繋がってしまうこととか、携帯を見ながら歩いていることによって通行人にぶつかってしまったとか、あるいは個人情報盗まれたとか、架空請求されたとか、やはりいじめだけではなくてそれ以外のインターネットを通してのいろいろなトラブルがあることがわかりましたので、やはりこの辺についてはいじめだけに限定せずもっと広く、インターネットの問題を教育委員会としても今後課題として考えていく必要があるというふうに認識いたしました。

【吉崎委員】

今回いじめということに限定してますからね。情報モラルの問題は相当深刻な状況に今ありまして、何が問題かといいますと勉強しなくなっちゃってるんですよ、そのために。本当に問題が大きすぎちゃってるというか、そこから得ている賢さって僕らより学んではいると思うけど、ほんのわずかなもので4時間もやっついて何をやっているのかということ、やるわけですけども、これは本当に異常な世界になってしまっているんですよ、最近の総務省のデータ出ましたけど。我々はこれを機会にネットいじめの問題を含めて今後とも

少し考えていきたいなと思いますし、ある面でちょっと入れていただいたら、これちょっと見えないいじめになる可能性が大きいのでね、今回そういう点では我々の中に入っているのでしょうか、いじめ基本方針でネットのいじめというのは。

【指導課担当課長】

本編のほうの4ページにございます。

【吉崎委員】

4ページ、(3)ですね。このぐらいなら、ご意見を受けたものは入っているということですね。

【指導課担当課長】

先ほどのインターネットでのいじめ等も含めて、ご家庭のほうでもインターネット、携帯電話の使い方についてどんな約束を保護者としているのか、そういうふうなことについても調べさせていただいて、例えば夜の11時以降は使わないようにしようとか、そんなのもお子さんの中のアンケートから出てきております。ただ、今言われているようにそういう約束が家庭の中で全くされてなく、夜中までやってるというお子さんもいらっしゃるんで、やはりいじめに限らず先ほど申し上げましたように全体的な課題の1つかなというふうに考えております。

【吉崎委員】

はい、ありがとうございます。

【高橋委員】

私も吉崎委員と同感というか、これ非常に大事なところなので、できたら取組というか入れていただきたいなと。でこれ回答がなんと申しますか、教員の情報教育スキルの向上だけではこれはちょっと解決しないというか、もっといろいろやられているんじゃないかと思うんですが。それだけの問題ではないし、深刻な話に対して回答がこれでいいのかなというのはちょっと思いますので。これでFIXしているなら次からということかもしれませんが、これに対してはもう1回見直しをできるならしていただきたいです。もう1点、回答のところに関しては、4ページの(2)の6、児童支援コーディネーターの専任化は確かにしているんですけども、全校にはまだ設置していないので、これは数を出すべきじゃないかなというふうに思いました。教育委員会としてはこれから進めていきたいという思いといろいろな全体の川崎の事情もあって、数がまだ113校中の40何校ですよ、そうするとまだ半分も入っていない、これ見ると全部に設置されているように見えますので、そこははっきりお答えさせていただいたほうが、逆に前向きに今後の動きにも大事なところで

はないかと思えます。

【教育長】

その前に 11 番についてネットの話がありましたけれども、やはり生徒自身が今吉崎委員がおっしゃったような、生活の状況を問題に感じるような意識を持たせなければいけないと思うんですね。ですから使い方の約束というのを、生徒間でやり取りをしているわけでしょうから、どういう約束の下でそれを使うかということなどを、生徒自身が何かうまく話し合いができるといいなと思っているんですね。この 4 ページの 4 番のところに、「児童・生徒がいじめについて考え、自らいじめ防止に動き出す自浄力を高めることがいじめの未然防止につながると考えております」というような回答をさせていただいていますけれども、学校の中で真剣に生徒自身がこのことについて話し合うような機会を作ってもらうことが大切だと思います。大人が約束を作っても、特に密室の中で使われている状況があればそれは大人の決め事であって、生徒自身の必要性に基づいた約束ではないので、生徒自身がそのことの問題を深く感じながら、自分たちで約束を作れるような取組を今後進めていくような取組をしていきたいと思っております。学校にお願いしなければいけませんけれども。児童支援コーディネーターについては確かにおっしゃるとおりですので、ここでは方向性を示したわけで、他のところで具体的な数値を挙げている答えがあまりないので、あえてここだけで今現在何校というのを挙げるのはどうかなという感じがするんですけれども。

【高橋委員】

それだと、数字を出さないにしてもこれだと全校設置に見えるので、ちょっと表現でカバーしていただきたいなと思えます。あと関心が 9 通ですので、難しい問題だったのか、これって例えばここから関心を持ってもらうということが、この後いじめに関して一緒に考えていただく、その流れを作るのにこの最初の段階から参画していただくというのは、これはこのテーマだけじゃなく 3 本ぐらいパブリックコメントの話をしているんですが、9 通って少ないですね。このあたりの対策はもう 1 回全体で一緒に考えていただくということをするためにも、ぜひお願いします。

【教育長】

そうですね、それに関して 9 ページの 20 番、(5)には「保護者・地域社会としての取組に関すること」というのがありますけれども、20 番でご意見をいただいた方がこう書かれているんですね、「保護者はわが子が被害者になっていないかを心配するのですが、わが子が加害者になっていないかを心配する保護者は希少です。わが子が誰かをいじめていないかに目を光らせてもらうことが大切だ」というような形で書かれているわけですが、私は確かにおっしゃるとおりだと思っているんですが、いじめられる子がいるというのは誰かが

いじている、特に最近いろいろな調査の中で、いじている側といじめられている側が入れ替わると言いますか、入れ替わるというよりいじている子がいじめられている、両方の立場になっている子がかなりの割合でいるということのようなんです。大体これまでいろいろな例を見ても、いじめられている子よりもいじている子のほうが数が多い、1対1のいじめ以外はいじている側に立つ子のほうが多いわけであって、そういった意味ではこの方のご意見のように、わが子が加害者になっていないかどうかというふうな視点でもわが子を見ていただくということは、大変大事だと思うんですね。そういった意味では高橋委員がおっしゃったように、もう少し関心を高めていただいて、いじめられていないか、あるいはいじていないかという部分でわが子のことについて関心を払っていただければありがたいと思いますし、その分学校と保護者との意見交換の中でも大事にすべき点ではないかなと思っています。

【高橋委員】

もしかしたらそれに対して、10番に関してはいろいろと考えさせられる貴重なご意見だと思います。例えば意見の周知方法とかで、これができるのかできないのかわからないんですけど、結局この結果で、これは予想でしかないんですが電子メールは1通ですよ、来ているのが。FAXや郵送ということは可能性ですけど誰が書いているのかわからないので、このいじめの問題なのに保護者がきっと入っていないんですねほとんど多分。それこそネットの世界のさっき別角度で出てましたけれどもSNSを使いたいじめと、そういうことであれば今時代の保護者というのはネットを使うんですよ。そうすると普通に保護者が入ってくるんですよ、メールがやっぱりどたばたしている中では落ち着いて考えるとか行動パターンとして、メールとかが多くなるのかなと思うんですけどメールは1通しかない、するとこれには保護者が参画していない可能性が、アンケート見ていないのでわからないんですけども、パブリックコメントを。ということは例えば意見の収集方法にできるかどうかというのはありますけれども、日中保護者があまり行かない場所、土曜日とかは市役所は閉まっているし、土日とかは閉まっているところが多いし、となるとそれは発信の仕方がやっぱり、例えば学校にね、保護者に届くようなこういったものが、何かそのあたりも考える必要があるなあという気がしますよね。それができるのかどうか検討が必要かもしれませんが、学校のところの何かに、掲示でも難しいかもしれないですよ、だって学校に来る保護者少ないですからね、ちょっとやっぱりこのあたりをしっかりと見直すというのが、必要だと思います。市政だよりとか、1ヶ月に1回ですよ、でこれ1ヶ月ぐらいいかないんだから。随分変な時期に市政だよりに掲載されたら、ほとんど意見を言う期間はないかね、そういう1個1個を見直す必要があるなという気がするので、今日ちょっと連続しちゃいましたけれども、まとめてどうぞよろしくお願いします。

【吉崎委員】

さきほど3のところ、地域の寺子屋事業ってのがありましたよね、私も非常に希望を持って聞かせてもらったんですけども。そういうところとタイアップするということではできないのでしょうか。つまり、そこにもないということはないんで、いじめの問題というのは、かなり隠れた部分でなったりしているわけですけども、そういうものをですね、各世代の方が見守りながら考えるところの1つとして、寺子屋事業というものが使われると、そこでの話をまとめて送ってもらうとかですね、そういう意見収集の方法があれば、もっと出てくると思うんですね。個人バラバラに聞いただけではなかなかよほど関心がある方とか、これ見ますと相当わかっている方が書いているんですよ、かなりの方が。ということはこれ十分理解しないと書けないので、一般の人がこれを読んで書きなさいって、書けるわけがないですよ、でも話し合いをすればこういうところがポイントだねとか、これどうするのか、ネットの問題も出たねとか、こういうのどうするのかとかか言って、それを誰か集約して出してくだされば出てくると思うんですよ。だからそういう寺子屋事業というものが、ただ今までの何かの知恵を伝えるだけでなく、今の問題をどうやってそこで解決するかというときの、多世代の方が出してくれる意見が、こういうところに挙がってきたらいいと思うんですよ、だからそういうものと、他の事業とのつながりといいますか、そういうものが必要じゃないかという気がしてるんですけども。いかがなんでしょうか、そういう連携というんですか、他の。

【教育長】

おっしゃるようないろいろな方に関心を持っていただくことは大変大事だと思いますし、寺子屋に関わっていらっしゃる、関わってくださるような方にご協力いただくということはあると思うんですが、まだ寺子屋の事業そのものがこれからの部分でありますので。本市におきましては各中学校区、全市各行政区にもありますが、地域教育会議という組織が、長年にわたって築かれてきたものがあります。地域教育会議の中で、このいじめ問題をこれまでも取り上げてご議論いただいているところもありますので、改めてこういった方針を本市として作ったところでもありますし、また学校においても基本方針を作ってくださいということになっておりますので、各中学校区の単位の中でそれぞれの学校の基本方針などもよくご理解いただいて、取組をさらに強化していただくような動きもまた進めていただければありがたいなというふうに思います。

【吉崎委員】

何かそういうふうに関心かけが、どこができるのかわかりませんが、そういったことをもっと起こしたらもう少し意見が出てくるということが。もっと単純な意見で結構なんです、これは相当わかっている方が書いているという感じで。それだと、それしか出ないということになりますので。もうちょっとひと工夫必要かなと思いますね。

【峪委員長】

たくさんありがとうございました。もとより、いじめ防止基本方針だとか、こういうものを作ったらこれで終わりというものではなくて、またなるべく完璧に作ってとにかく完璧なものをということで、手当に手当をしてこれでよしと言って作って終わりというものではない。でこれをもとにして実際に教育現場で先生たちが取り組んでいく、その中で様々な子どもの姿というものが出てくるはずで、それを情報交換などしながら本当にいじめを未然に、出たからではダメなんで、未然防止というのはこういうことではないだろうか、そういうものを収集していく活動がこれから、そしてそれが基本方針の上に乗っかってくる、いじめ対策として。それ 1 個だけではすまないんで、これからではないかということをつくづく感じます。たくさんのご意見ありがとうございました。このことについて原案のとおり可決ということよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【峪委員長】

それでは、原案のとおり可決いたします。

議案第 14 号 小杉駅周辺地区小学校整備事業の進捗状況について

【峪委員長】

教育環境整備推進室担当課長 お願いします。

【教育環境整備推進室担当課長】

それでは議案第 14 号「小杉駅周辺地区小学校整備事業の進捗状況について」ご説明させていただきます。

近年、武蔵小杉駅周辺では、大規模かつ複数の集合住宅の建設が行われ、今後も計画されていることから、更なる児童の増加が見込まれております。このような状況を受けて、小杉駅周辺地区小学校における良好な教育環境の確保のため、小学校を新設することになり、昨年 12 月から中原区の学校関係者や地元関係者をメンバーとした小杉駅周辺地区小学校新設基本計画検討委員会を組織して、新設校のあり方等について検討を行ってまいりました。今年 3 月にその報告書（案）を策定しましたので、ご説明いたします。

A3 横サイズの資料 1「小杉駅周辺地区小学校新設基本計画報告書（案）概要版」の 1 ページをご覧ください。

左上の協定締結の経緯ですが、小杉駅周辺地区の児童の増加に対応するため、日本医科大

学と平成 22 年 5 月に基本合意を、23 年 10 月に協定を締結しました。協定では、学校予定地を約 10,010 平米とすることや、土地は事業用定期借地の形態で、平成 27 年度から 33 年間借りることになっております。

今後のスケジュールですが、新設校の建設にあたっては、学校周辺の状況把握が不可欠であり、小杉駅周辺地区の開発動向を注視してまいりましたが、昨年度になり、近隣の開発計画が明らかになってきたことから、本格的に新設校の基本計画に着手し、当初のスケジュールを見直して、開校年度を平成 29 年度から 31 年度に変更するものです。なお、開発動向を踏まえ、今後、調整する可能性があります。右下はマスタープランにおける、小杉駅周辺地区の位置づけを表しています。

続きまして 2 ページをご覧ください。

小杉駅周辺地区における児童増加への対応を示したものです。右側の凡例をご覧ください。地図内の青い線が小学校区を、赤い線が中学校区を表しています。緑地の枠は、入居済み・入居開始の集合住宅を、赤枠で黄色地の囲みは今後開発が予定されている集合住宅を表しております。また、地図内に複数ある青地の四角い枠は小学校の児童数や普通学級数、学区内の再開発、集合住宅の増加に伴う校舎増築などの情報を載せております。地図の真ん中に武蔵小杉駅があり、その左上の小さい青地の四角い枠が小学校の予定地になります。なお、新しい小学校の通学区域についてはまだ決定しておりません。

次に 3 ページをご覧ください

基本計画の検討の中で、学校づくりの「基本理念」と「基本コンセプト」を設定しました。基本理念は「地域とのつながりの中で、将来の川崎の担い手を育む温かな学校」です。学校で育てて生きたい資質・能力としては、「主体的に学ぶ意欲」、「他者と協力・協働して積極的に社会を形成する態度」、「社会に貢献していこうとする心情」があります。右側に移動しまして、「基本コンセプト」は 4 つあり、

1 つ目は「子供たちが豊かに学び表現できる学校」として子どもたちの多様な学習活動を支える空間作りです

2 つ目は「地域コミュニティの拠点となる学校」として、地域との連携を生み出す役割です。

3 つ目は「安心で安全な学校」として、日常だけでなく非常時の防災拠点としての役割です。

4 つ目は「環境を考え、環境を学ぶ学校」として環境教育の場となる施設づくりです。

下段は施設配置の基本方針です。自然通風や自然採光に配慮した配置、形状とします。また、災害時に隣接する日本医科大学と連携が可能な配置計画とします。接道箇所は歩道上空地を設けて、小杉地区のまちづくりと一体化を図ります。川崎市立学校における適正規模の考え方より、普通教室は 18 教室としますが、一時的に 30 教室まで増えても、許容できる計画とします。

4 ページをご覧ください。

それぞれの教室等について施設を計画する際の考え方を表しています。左上は「普通教室」を計画する際の考え方を示し、その下の機能構成イメージは、低学年の普通教室まわりのイメージと、その考え方を示したものです。各学年の学習・生活特性に応じた適切な広さを検討することにしてあります。また、学級数が増加した場合の転用に関する配慮も求めています。普通教室はオープンタイプにしますが、防音に配慮した計画とします。左下は「特別支援教室」を計画する際の考え方を表しています。多様な学習活動を行え、障害特性に応じた教育環境を整備できるような計画とします。

右側に移りまして「特別教室」には様々な種類の教室があるので、それぞれの教室ごとに考え方を表しています。機能構成イメージ左上の「メディアセンター」ですが、普通教室から容易にアクセスできるとともに、PC教室や郷土資料室との一体利用に配慮した計画とします。また、資料の中段の左側にある「外国語活動室（グローバルルーム）」ですが、この学校は、子どもたちが異文化や外国語活動に対して、興味関心が深められるような教室を設ける計画とします。5ページをご覧ください

左上の「歩道上空地」は、周辺との調和や安全な歩行空間を確保するため、設ける計画とします。その下の「地域連携諸室」は、敷地外からのアクセスが容易となる計画とします。

右側に移りまして、「運動スペース」は体育や学校行事だけでなく地域開放や避難所としての機能にも配慮した計画とします。その下の「防災機能」としては、学校機能再開期に避難所機能と両立が可能となるようなゾーニングと、日本医科大学との連携に配慮した計画とします。一番右下の「環境配慮機能」は、環境負荷の低減と快適な室内環境実現を目指します。

続いてA3横サイズの資料2「配置・平面ゾーニング計画イメージ(案)」をご覧ください。

1ページ目が建物の配置と1・2階のゾーニングイメージを載せております。北側の広場は、日本医科大学が整備後に川崎市へ寄贈することになっており、その広場と学校活動の連携が行えるよう、連絡口を設けるイメージです。そして、グラウンドでの活動が見えるよう、特別支援教室や普通教室は南側のグラウンド側に設けるイメージです。

2枚目をご覧ください。

3階と4階のゾーニングになります。上段の「南北断面図1」と「2」の、それぞれの建物の右側が斜めになっておりますが、これは日影対応です。右下の「4階平面図」ですが、この学校の敷地は、あまり大きくないため、屋外運動スペースとして、体育館の屋上にグラウンドを設けるイメージです。

以上で、小杉駅周辺地区小学校新設基本計画報告書(案)概要版の説明は終わります。よろしくお願ひいたします。

【吉崎委員】

かなり場所のいいところにありますね、ですから土地が狭いと思うので、今伺うと。資料の2ですか、屋上にグラウンドを追加して作るということですか、これは当然安全を考え

ながらやるんでしょうが、どういうイメージになるんでしょうか、グラウンドというのは。

【教育環境整備推進室担当課長】

屋上のグラウンドには当然のことながら子どもたちが落ちないようにフェンスの設置等を行って、グラウンド内の設備はこれからの検討ではありますが、グラウンド部分はゴムチップのようなもので砂埃が飛散しないようなものを、あとは人工芝とか、そういったものを考えていきたいと思っております。

【吉崎委員】

土のグラウンドもあるんですよね、もちろん。

【教育環境整備推進室担当課長】

土のグラウンドは、地上部分のほうに人工芝にするか土のグラウンドにするか、これはまたこれからの設計の中で検討していきたいと思えます。

【吉崎委員】

プールはどうなんですか。

【教育環境整備推進室担当課長】

プールにつきましては、今の計画ではございません。プール学習につきましては隣接しております西丸子小学校のプールをお借りしようかと考えているところでございます。

【吉崎委員】

もう1点いいですか、私が感心したのは小学校で外国語活動室というのがあるのは初めて、私立以外見たことがないんですが、これは面白そうな感じがするけど、今後の異文化理解を含めながらも、何か参考になりますかね、市内の学校にとって。

【教育環境整備推進室担当課長】

5・6年生が今外国語活動を行っていて今後教科にするということもございますので、その空間に行けば、例えば国旗が貼ってあるとか簡単な英語の掲示がそこにあるとかですね、そういったイメージを持ちながら、他都市でもそういった施設がございますので、参考にさせていただきながら考えていきたいと思っております。

【吉崎委員】

はい、ありがとうございます。

【高橋委員】

この場所を良く知っているものですから。あその場所がどんどんこれからも高層マンションが建って行って、環境の勉強とか入っていますけれども自然と触れ合う、砂とかないんですよね、全然。本当にひどくて、コンクリートで高いマンションが建っていて、そっち側は致し方ないのかもしれませんが、なんか砂をいじくれないという不思議、どうなるのか、学校だから大切にというかね。それ以外はほとんどないのでなんかちょっとそういう点では。

【教育環境整備推進室担当課長】

グラウンドの中に砂場を作るとか。

【高橋委員】

砂場というか、なんでしょう、そもそもないんですよね、砂場を作るとかそういう話ではなくて。

【教育環境整備推進室担当課長】

北側の広場なんですけど、公園になる予定です。日本医科大学が整備を行ってそれを川崎市に寄贈するという、公園という形になるかと思います。まだ確定ではございませんが。そこについてのどういう整備にするかということについては、今後日本医科大とも話し合いをさせていただきたいと思っております。

【峪委員長】

いや、砂場を作れば満足するような質問ではないですよ。要は生活科とか総合学習にあるような、そこで動物を飼うとか植物、野菜を育てるとか、そういう話をしているんだよね。この前テレビを見ていて面白かったのが、けっこうな大人の人が鶏を粘土で作ったら足が4本作ってるんだよね、あれには驚いたけれども。それからまた、これからタブレットをすべての児童・生徒に持たせるという話がある。例えば玉ねぎの画像をポンと出して、根、茎、葉はどこかと問う。タブレットで玉ねぎを学んだってしょうがないんですよ。そういうことを言っているわけで。だからいかにも都会の、コンクリートに囲まれた学校らしく、外国語のスペースがある、それはいいんだけど、人間が忘れてしまっている感性が危ない。むしろこういうことが必要としている空間が欲しいねという話ですよ。

【教育環境整備推進室担当課長】

この検討委員会が行っている中で小杉のこの場所については、非常に狭い土地であるので、この学区の特性なんですけども西丸子小学校と上丸子小学校、中原中学校、この中学校区の中での連携というものが非常に多く行われているところで、その当時の西丸子小学校の

校長先生からも、ぜひ自分のところの敷地を使ってと、あそこは敷地が広く、グラウンドも広いですからそういったところも使ってくださいと。また逆に、この新しい学校にできる、例えば多目的ホールであるとかそういったところを学習発表の場に使わせてもらいたいとか、お互いを使って学校作りをしていきたいと思いますという話もいただいております。

【峪委員長】

まあそれは結構なんだけれども、1年生や2年生にとっては隣の学校といえども結構歩いて何分もかかって行かなければならないというのは、限られた授業時数の中ではそれは無理なんだよね、やっぱりある程度考えてあげたほうがいいですね。隣の公園というのはどういうものにするのか、なんかまるまる公園にするのはちょっともったいない気がする。

【教育環境整備推進室担当課長】

そうですね、そこは日本医科大と少しお話をさせていただきたいと思います。

【峪委員長】

そうですね、あと歩道のところのここも緑地帯になりそうですね。

【教育環境整備推進室担当課長】

4メートルの幅になるんですが、歩道状空地というものを設けております。こちらについては、中身をどのような形で整備していくかということはまだ決まってないんですが。イメージ図にありますように、花壇等を設置することも考えられます。

【峪委員長】

こういうの、誰がこの植栽を実際に行うのかはともかくとして、こういうところに子どもの活動の場を設けるということもいいですよ、子どもたちが地域の人たちのために汗を流すというのはあってもいいかもしれませんね、なんせ限られた場所なので、いろいろと考えてみるのもいいかもしれないね。

【濱谷委員】

この今小学校の予定地があるじゃないですか、この周辺の子はどこの学校に行ってるんですか、小学校は今現在は。

【教育環境整備推進室担当課長】

今は西丸子小学校の学区となっております。

【濱谷委員】

学区なのね、どの学校に行くのも真ん中ぐらいですね。

【峪委員長】

31人か。もうあちこちパンク状態でしょう。

【教育環境整備推進室担当課長】

そこに示しているすべて6校あるんですけども、増築を行ったり上丸子小学校は改築を行って対応はしている状況ではあります。

【吉崎委員】

小学校6つともすごくいっぱいはいっぱいですか。

【教育環境整備推進室担当課長】

西丸子小学校を入れて6つという状況でございます。これからまだ児童・生徒数は伸びていく状況でございますけれども、先ほど申し上げた増築改築というような対応を行っております。

【峪委員長】

楽しみですね。

【吉崎委員】

なんか思い切った都市型の学校を作ってみたらどうですか。あまり委員長の言葉を聞かずに、徹底した都市型を1つモデル的に作られてみるのもいいんじゃないかなと思いますが。

【峪委員長】

それでは原案のとおり可決ということでよろしいですか。

【各委員】

<可決>

【峪委員長】

それでは原案のとおり可決いたします。

【峪委員長】

傍聴人の方に申し上げます。

会議開催当初にお諮りして決定したとおり、これからは、非公開の案件となりますので、

川崎市教育委員会傍聴人規則第6条の規定に基づきまして、傍聴人の方はご退席くださるようお願いいたします。

<以下、非公開>

8 報告事項Ⅱ

報告事項 No. 5 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決事項の報告について

庶務課担当課長、庶務課長が説明した。

報告事項 No. 5は承認された。

報告事項 No. 6 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

【峪委員長】

庶務課担当課長お願いします。

【庶務課担当課長】

「報告事項 No. 6 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告」についてご説明申し上げます。

お手元の報告事項 No. 6-1をご覧ください。

「市長の専決事項の指定について第2項による専決処分」でございます。

専決年月日、すなわち本市と被害者との間で示談が締結された年月日は、「平成26年3月4日」、損害賠償の額は「54万9千280円」でございます。

事件の概要でございますが、「平成16年2月3日、市立学校の教室で、授業時間中に、被害者が他の児童と争っている際に転倒し、前歯2本を破折する等の負傷をしたもの」でございます。本件事故は、4校時の授業時間中の事故でございますが、この日、担任教諭は年休を取得しており、その代わりにクラスに入ることになっていた教諭は、4校時の開始時刻を経過した後も職員室内で書類整理等を行っておりました。その間、教室内において、児童同士のいさかいが発生し、クラスメイトの方に向かっていこうとする被害者を抑えていた児童が、被害者から手を離れたところ、勢い余った被害者が床に転倒し、前歯を折るなどの負傷をしたものでございます。

市の法的責任でございますが、担任の代わりに教諭が定刻どおりに教室に行き、教室内で

指導監督に当たっていれば、本件事故を未然に防げたと言えるため、市に過失があるとして、国家賠償法第1条第1項の賠償責任があることを認めたものでございます。

こちらの専決処分につきましては、平成26年第2回市議会定例会に報告する予定となっております。

引き続き、報告事項No.8-2につきまして、教育環境整備推進室担当課長よりご報告申し上げます。

【教育環境整備推進室担当課長】

それでは、報告事項No.6-2 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告についてご説明申し上げます。

本件は平成24年第2回市議会定例会において議決をいただきました川崎高等学校及び附属中学校等新築電気設備工事の変更契約でございます。

工事名でございますが、「川崎高等学校及び附属中学校等新築電気設備工事」で、契約の相手方は、京急・光陽・寿)共同企業体でございます。

変更事項といたしましては、契約金額の変更でございます。

変更前契約金額は9億5,841万1,650円、変更後契約金額が9億8,634万9,090円で、2,793万7,440円の増額でございます。

専決処分年月日は、平成26年4月30日でございます。

変更契約の理由につきましては、賃金又は物価の変動に基づき、川崎市工事請負契約約款第26条第1項から第3項及び第8項の規定により、工事請負金額の増額変更を行うものでございます。

なお、本件の契約変更につきましては、変更金額が契約金額の1割以下かつ6億円未満であることから、地方自治法第180条第1項の規定によりまして、市長の専決処分としたものでございます。

また、本件の契約変更につきましては、既に1回行っており、今回で2回目の契約変更となります。1回目の変更契約の理由につきましては、地盤改良工事及び地中障害物撤去作業による工期延長を行うと共に、これに伴う工法変更等の経費について、増額変更を行ったものでございます。

以上でございます。

【峪委員長】

よろしいでしょうか。報告事項No.6-1、6-2それぞれ質問がありますか。ないようですので、いずれも承認でよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【峪委員長】

では承認といたします。

9 議事事項Ⅱ

議案第15号 川崎高等学校及び附属中学校等新築工事請負契約の変更について

【峪委員長】

教育環境整備推進室担当課長お願いします。

【教育環境整備推進室担当課長】

それでは、議案第15号 川崎高等学校及び附属中学校等新築工事請負契約の変更について」ご説明させていただきます。

本議案につきましては、平成26年第2回市議会定例会に議案として上程し、総務委員会において議案審査を受ける予定でございます。

本件は平成24年第2回市議会定例会において議決をいただきました川崎高等学校及び附属中学校等新築工事請負契約の一部を次のように変更する契約を締結するものでございます。

契約金額「62億784万1,500円」を「65億4,300万4,380円」に変更するものでございます。3億3,516万2,880円の増額でございます。

続きまして、A3版横とじの、資料をご覧ください。ページは右下スミに記しております。

表紙をめくりまして、1頁は目次と建築概要でございます。

工事名は川崎高等学校及び附属中学校等新築工事 工事場所は川崎市川崎区中島3丁目3番1号で、敷地面積は27,400.77平方メートル、建築面積は11,404.41平方メートル、延べ面積は35,586.00平方メートル、構造・規模でございますが、校舎棟・体育館棟につきましては、鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造7階建、部活動倉庫棟につきましては、鉄筋コンクリート造3階建でございます。建物の高さは30.94メートルでございます。

続きまして、2頁は工事場所の案内図でございます。方位は、図面の上が北でございます。中央の赤色に塗られた部分が工事場所でございます。

3頁をご覧ください。配置図でございます。グレーに塗られた部分が新築する校舎などでございます。今回の改築に際しましては、中高一貫教育校のほか、南部地域療育センターも複合化されますので、施設配置や動線に配慮すると共に、学校の近隣住民の方々に与える影響を勘案いたしまして、西側に7階建ての校舎棟、北側に体育館棟を配置することといたしました。

次に4頁をご覧ください。東側立面図、西側立面図でございます。

次に5頁をご覧ください。南側立面図、北側立面図でございます。

次に6頁、7頁が断面図でございます。断面図の位置については、左下のキープランにお示ししているとおりでございます。

次に8頁をご覧ください。完成予想図でございます。

教育委員会資料にお戻りいただいて、2ページをご覧ください。1につきましては、平成24年6月4日提出、平成24年6月22日に議決をいただきました当初契約の内容でございます。契約の相手方は、鹿島・鉄建・北島・谷津共同企業体でございます。

3ページをご覧ください。2につきましては平成25年1月18日に専決処分を行い、平成25年2月14日に提出いたしました契約変更の内容でございます。地盤改良工事及び地中障害物撤去作業に伴う金額の増額変更を行ったものでございます。

次の3につきましては平成25年8月9日に専決処分を行い、平成25年9月2日に提出いたしました契約変更の内容でございます。地盤改良工事、及び地中障害物撤去作業による工期延長を行うと共に、これに伴う工法変更等の経費について、金額の増額変更を行ったものでございます。

次に4につきましては、今回の契約変更を行う理由といたしまして、賃金又は物価の変動に基づき、川崎市工事請負契約約款第26条第1項から第3項及び第8項の規定により、増額の変更を行うものでございます。

なお、2から4までの変更金額総額が当初議決契約金額の1割を超えることから、市議会の議決をお願いするものでございます。

参考として、川崎市工事請負契約約款の抜粋をお配りしております。

以上で「川崎高等学校及び附属中学校等新築工事等請負契約の変更について」のご説明を終わらせていただきます。

【峪委員長】

何かご意見はありますか。議案第15号について、原案のとおり可決してよいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【峪委員長】

それでは可決といたします。

議案第16号 黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について

【峪委員長】

お願いします。

【教育環境整備推進室担当課長】

6月の市議会に上程いたします議案第16号「黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について」ご説明いたします。

本件「黒川地区小中学校新設事業」は、平成20年4月1日にPFI方式により新設いたしました、麻生区のはるひ野小中学校の校舎・体育館等、学校施設の設計・施工から完成後の維持管理、給食運營業務等を含む事業で、PFI契約によっているものでございます。

はるひ野小中学校は、開校当初の想定を現在倍近く超えておりまして、児童・生徒数の増加に対応するため、平成24年度から25年度にかけて、校舎棟を増築しております。また、通級指導教室専用棟を新たに整備しております。この内容は別添の資料の3ページに載せてあります。A3版の折込になっておりまして、平面図なのでちょっとわかりづらいかと思いますが、真ん中の黒いコの字型になっているところ、こちらが今回増築をいたしました鉄筋コンクリートの4階建てで、普通教室で20教室を新たに建てております。写真がその横にございまして外観を見ていただければと思います。4階建ての鉄筋コンクリートです。で、上の写真はこの普通教室の増築棟ではありませんで、通級指導教室の専用棟といたしまして、網掛けの右上、校庭を挟みまして校庭の逆側に今回通級指導教室の専用棟として建てた鉄筋コンクリートの2階建てです。この4月に運営を開始しておりまして、麻生区内、今まで真福寺小、麻生小に通級指導教室がありましたものを、今回ははるひ野小学校に統合し開設をしているものでございます。こういった増築等がございまして、今回、この校舎の増築等に伴う維持管理業務の変更がございまして、また、児童数急増に伴う給食運營業務の見直し及び消費税率の改定等により、現行の契約金額「58億7,826万6,673円」に、各相当経費を加算し、「63億620万7,563円」に変更するものでございます。差額は約4億2,800万円でございます。

恐れ入りますが、別添の参考資料をご覧ください。本件契約の変更内容についてまとめております。変更する項目は4点ございます。

はじめに「1 小学校給食業務費（サービス料4）の改定」でございます。PFI事業においてはこのサービスの適用を受ける、購入するという形にすべてなっております。事業内容として小学校給食の業務となります。提供の仕方なんですけれども、433人、これは想定をしていた小学校の児童数と教職員数を合わせまして、はるひ野小学校の給食運營業務費は、433人を基準とする固定経費、こちらの表の中で言いますと、網掛けがかかっている部分に相当する額、基準額となっているもの、人件費ですとか諸経費を含めまして、毎年4月の児童及び教職員数を基に単年度ごとに算定・計上する変動経費の合計額がサービス料となるんですが、基準額については今回の契約、先ほど申し上げました50億、60億という中にすべて含まれている、この後9年間契約が続くんんですが固定経費はその中にすべて含まれております。ただし毎年何人になるか4月にならないとわかりませんので、その

上積みの分、基準額を超えて、433人を超えて50人ごとで金額が加算されていくんですけども、その変動分については毎年毎年契約で変更によって計上するという事になっていきます。今回は、児童等が契約締結時の基準額算定に用いた433人から、平成26年度には1,139人となり、調理食数が大幅に増加し、当初定められた条件が大きく変化したことから、事業契約書第81条に基づく受託事業者との協議を経て、今後は「1,100人を基準として50人増減するごとに、98万円を増減する」こととし、経費の圧縮を図っております。図表の中の平成26年度、太い線で囲みをしてありますが、一番下の数字をご覧くださいと、6,184万8,000円となっておりますので、今回このように基準額を433人から1,100人にスケールを変更することによってかかる経費というのは、年額にすると6,184万8,000円、これに対して従来の方法、433人を基準にさらに50人ずつ108万円上積みいたしますと、同じ1,139人を対象としたときの金額が6,492万8,000円ということになりますので、差額としては308万円の減額が今回の契約変更によってもたらされるということになります。ただし、契約金額も減るのかといいますとちょっとこれが複雑なんですけど、先ほども申し上げましたように基準額部分というのはこれから先の部分を契約金額の中に予め入れ込んでおりますので、実は1,100人分にしたことによって、基準額部分が増えてしまいます。それと、増築によって給食の配膳等を行うスペースも増えてしまいましたので、表の真ん中に追加配膳対応費ということで605万1千円という数字が中に折り込まれておりますが、これは今回の給食費の提供の見直しとは関係なく、増築がありましたので給食の配膳時に異物混入等を防ぐために1つずつ付けておりますので、この金額については、変更のあるなしに関わらず、今回は増額いたします。提供の仕方を変えることによって、年額にして308万円金額が減るんですが、契約金額自体になりますと次の計算書を開いていただきたいのですが、上が変更前、433人を基準として50人増減するごとに108万円増減した場合で、変更後は1,100人を基準として50人増減するごとに98万円増減するようになります。となりますと、今後推計を見ながら推定値を当てはめながらこの支出表を作っているんですけども、今回の契約金額に反映させる部分については、上の網掛け部分がない部分ですので、433人ベースで今後ずっと契約金額に反映させる部分と、1100人を基準といたしますと今回変更契約増額分といたしまして年額にして1,800万円は計上していかなければなりませんので、9年間で1億7,500万円を今回この契約変更の中に盛り込む必要がございます。ただし全体では、支払いが終わったときの予定ですけども、右端の欄を見ていただきますと、総計で変更がないとした場合には5億7,700万円、それに対して変更後については、5億5,800万円ですので、その差1,892万円は経費節減を図れるという内容になっております。

つづきまして、「2の維持管理費等（サービス料3、サービス料7）の改定」についてご説明申し上げます。

これは、校舎の増築及び通級指導教室専用棟を新たに整備したことに伴い、完成した校舎等を維持管理する費用でございます。具体的な業務内容でございますが、既存棟と同様、

電気設備、機械設備の運転監視や点検などを行う建築設備保守管理業務、トイレや窓ガラス、床のワックスがけなどを行う清掃業務、植栽の剪定や害虫防除などを行う植栽・外溝維持管理業務、法令等に基づき環境測定を行う環境衛生管理業務、機械警備や夜間の校内巡視を行う安全管理業務、来校者の受付や日常巡視、校務連絡などを行う受付業務となっております。既存棟と比較いたしますと、今回の新たな整備において、エレベーターや受水槽、受変電設備などの設備を増設しているため、建築設備の保守管理業務が増えております。

また、参考資料 3 ページの配置図をご覧ください。通級指導教室専用棟におきましては、既存校舎とは離れた場所に整備されているため、校務員を別途配置するなど、受付業務の人件費や、周辺の植栽管理における業務量の増加等を反映しております。

つづきまして、「3の公租公課・保険料等の改定」についてでございます。

事業契約書におきまして、事業者は、維持管理・運営期間中に、施設賠償責任保険及び、維持管理・運営業務を対象とした第三者賠償責任保険に加入しなければならないと定められています。今回の小学校給食業務及び維持管理業務の変更に伴い、保険の適用範囲が広がることから、年間約 30 万円、契約終期まで 9 年間で合計「279 万 9 千円」の増額となります。

最後に、消費税法等の一部改正につきましては、4 月からの消費税率の改定に合わせ、支払額を変更するものでございます。総額で「2,833 万 7 千円」の増額となり、当該増加分は既存契約分に係る消費税相当額で、今回の変更契約で追加する小学校給食業務費及び維持管理費等に係る消費税相当額は、それぞれの項目でお示ししております。

議案書にお戻りいただき、2 ページの参考資料をご覧ください。

「1の囲み」は、平成 18 年に締結した当初契約に係る議案の内容でございます。

「2」から 4 ページの「9」までは、平成 20 年から平成 25 年 6 月までに行った過去の契約変更議案の内容でございます。これまでも給食運営業務費の改定などによる契約変更を行っております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

【峪委員長】

質問ご意見等ありますか。

【濱谷委員】

特にはないんですが、すごい児童・生徒数の増えですね。

【教育環境整備推進室担当課長】

そうですね、当初は 18 学級ぐらい。

【濱谷委員】

400 いくつが 1000、倍以上になっちゃいましたね。

【教育環境整備推進室担当課長】

ただ増えること自体は、開発とともに増えるということで整備はしておりましたが、やはり増築が必要なところまでは当初では目論んではいなかったです。

【峪委員長】

これから減るから。一過性のものですし。

【濱谷委員】

そうですね。

【教育環境整備推進室担当課長】

一応推計上は階段を駆け上っていますが、ちょうど踊り場に差し掛かったところといえますか。

【濱谷委員】

それはまた増えるということ。

【教育環境整備推進室担当課長】

先ほどご覧いただいたのは推計を反映したものですけれども、1100 人にしたことによりまして年度ごとに加算額といいますか変動額がおそらくは今後あまり発生をせずに済むかなど。

【峪委員長】

それでは、議案第 16 号について、原案のとおり可決してよいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【峪委員長】

では原案のとおり可決いたします。

議案第 17 号 川崎市立図書館協議会委員の委嘱及び任命について

【峪委員長】

生涯学習推進課長お願いします。

【生涯学習推進課長】

議案第 17 号 川崎市立図書館協議会委員の委嘱及び任命についてご説明いたします。

川崎市立図書館協議会委員につきましては、現委員の任期が平成 26 年 5 月 31 日をもって任期が満了となりますので、新たに委員の委嘱及び任命をお願いするものです。

お手元の資料の 2 ページをご覧ください。このたびの委員の委嘱、任命に関する関連法規をまとめてございます。2 ページは図書館法の抜粋でございまして、第 14 条において図書館協議会を置くことができる旨が定められているところでございます。

続きまして、3 ページをご覧ください。初めに川崎市立図書館設置条例でございまして、第 3 条において、川崎市立図書館協議会の設置について、委員の定数、委嘱、任命の基準、任期等について定めてございます。次に川崎市立図書館協議会規則でございまして、第 2 条の 2 におきまして、条例に定めた基準に基づき、選出区分を定めているところでございます。

お手数ですが、資料の 1 ページにお戻りください。表の左から、選出区分、このたび委嘱、任命する者の氏名、現職を記載してございます。網掛けになっている委員につきましては、新たに委嘱する委員でございまして、それ以外の委員は再任となっております。委員の委嘱、任命の期間は、平成 26 年 6 月 1 日から平成 28 年 5 月 31 日の 2 年間でございます。

なお、ご参考までに表の右側には、現委員名と現職を記載してございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほど御願いたします。

【峪委員長】

ご意見等ありますか。それでは原案のとおり可決でよろしいですか。

【各委員】

< 可決 >

【峪委員長】

それでは可決といたします。

議案第 18 号 川崎市総合教育センター運営委員会委員の委嘱及び任命について

【峪委員長】

総合教育センター総務室長 お願いします。

【総合教育センター総務室長】

それでは、議案第17号 「川崎市総合教育センター運営委員会委員の委嘱及び任免について」御説明いたします。

川崎市総合教育センターは、本市における教育の充実及び振興を図るため、教育に関する調査研究、教育関係職員に対する研修、教育に関する情報の作成、収集及び提供並びに教育相談、特別支援教育に関すること等を行うことを目的に設置された、総合的な教育機関です。

事業内容といたしましては、カリキュラムの開発、各教科、情報・視聴覚教育、特別支援教育に係る指導助言・研修、川崎市教育情報ネットワークの運用・管理及びゆうゆう広場の運営等を行っております。

総合教育センターの円滑な運営を図るため、「川崎市総合教育センター運営委員会」を設置し、教育委員会の諮問機関として運営における指導・助言をいただいております。

運営委員につきまして、平成26年5月31日をもって2年の任期が満了となりますので、再任の方も含め17名の運営委員を委嘱及び任免するものでございます。運営委員についてはお手元の資料1ページ、資料1のとおりでございます。委嘱及び任免期間は、平成26年6月1日から平成28年5月31日まででございます。

運営委員会に関する関連規程につきましては、お手元の資料2ページ、資料2に川崎市総合教育センター条例等を添付しておりますので、ご参照ください。

なお、参考資料として、3ページに、前回の運営委員名簿を添付いたしました。御審議の程、よろしく願いいたします。

【峪委員長】

ご質問等ありますか。ないようですので原案のとおり可決でよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【峪委員長】

では可決といたします。

議案第19号 川崎市青少年科学館協議会委員の委嘱及び任命について

【峪委員長】

青少年科学館長 お願いします。

【青少年科学館長】

議案第19号 川崎市青少年科学館協議会委員の委嘱及び任命について、ご説明申し上げます。

川崎市青少年科学館協議会は、川崎市青少年科学館の運営や事業等について専門の立場から館長の諮問に応じるとともに、館長に対して意見を述べる、教育委員会の諮問機関でございます。川崎市青少年科学館協議会委員につきましては、平成26年5月31日を持ちまして2年間の任期が満了となりますので、川崎市青少年科学館条例に基づきまして委員の委嘱・任命を行うものでございます。

資料の2ページ目、別表をご覧ください。委嘱者及び任命者は10名でございます。服部氏は公募市民として、また県立生命の星・地球博物館 勝山学芸部長は学識経験者として新たに就任をお願いするもので、あとの8名は再任をお願いするものでございます。委嘱期間は平成26年6月1日から平成28年5月31日の2年間でございます。関連法規につきましては、手元の資料の3ページ以降に川崎市青少年科学館条例および川崎市青少年科学館協議会規則を添付しておりますので、ご参照ください。

説明は以上でございます。

【峪委員長】

ご質問等ありますか。ないようですので、原案のとおり可決でよろしいですか。

【各委員】

<可決>

【峪委員長】

では可決といたします。

議案第20号 川崎市少年自然の家運営協議会委員の委嘱について

【峪委員長】

生涯学習推進課長 お願いします。

【生涯学習推進課長】

議案第20号 川崎市少年自然の家運営協議会委員の委嘱につきまして、御説明申し上げます。

市民・こども局こども本部長が補助執行により、その事務を担っている川崎市少年自然の

家運営協議会委員について、委員の変更についての申し出がございましたので、お諮りするものでございます。

お手元の資料の2ページ以降につきましては、関連法規をまとめてございますので、後ほどご確認いただきたいと存じます。

1ページの議案書でございますが、選出区分4号「学識経験者」のうち、富士見町役場の佐伯幸比古氏を新たに委嘱するものでございます。任期でございますが、条例の規定により残任期間を引き継ぐこととし、平成26年6月1日から平成27年4月30日までといたします。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

【峪委員長】

ご質問等ありますか。それでは原案のとおり可決でよろしいですか。

【各委員】

<可決>

【峪委員長】

では可決といたします。

10 閉会宣言

【峪委員長】

本日の会議はこれもちまして終了いたします。